

厚岸町議会 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年12月13日

午前10時04分開会

- 委員長（室崎委員） 予算委員会を再開いたします。

昨日は、22ページ、1款民生費、1項1目の社会福祉総務費で終わっておりますので、22ページ、2目の心身障害者福祉費から入ってまいります。

それでは、始めます。

2目心身障害者福祉費。

1番。

- 音喜多委員 障害者厚生医療給付並びに障害者補装具給付、これは今年度、この時期、毎年精算というか、ある程度年度の状況の中でめどがつくというのか、その年の給付状況が見通しが立つというのか、この12月定例会には上がってくるんですが、今回このようにマイナスというか、減額。特に障害者補装具の給付関係については、今年度から給付状況が変わったやな状況にも伺っていますが、いつも増額というか、そういう状況でいつてきているんでないかというふうに、過去のあれから見ると。今回このように減額になった理由というんですか、そういう条例的な給付状況の改定もあったのかどうか、その点含めて、このような状況を説明いただきたいというふうに思います。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） 障害者厚生医療給付及び障害者補装具給付のマイナスの要因ということのご質問ですが、まず、厚生医療給付につきましては、この中味が2つに分かれます。1とは、人工透析医療にかかる給付費、それから、1つは人工股関節医療に関する給付というふうになりますが、人工透析に関しましては、当初17人を見込んでおりましたが、見込みも含めて、平均月15人、マイナス2人で済むであろうという中での減額。それから、人工股関節給付につきましては、当初6人を見込んでおりましたが、実績とこれからの見込みも含めまして5人、マイナス1人という中で、人工透析の部分では110万円の減、それから股関節医療に関しましては23万円の減を見込みまして、合わせて133万7,000円の減を見込むという内容でございます。

それから、障害者（児）補装具給付につきましては、主に電動いすの減、これがこれからの見込みも含めまして、給付の実績はないだろうという中で、当初2台を見込んでおりましたが、これをすべて減額しまして、合わせて95万1,000円、1台にかかる単価が大きいということもあります。それから、通常の普通の車いす、これも10台のところ7台ほどの見込みでありますので、これを3台減額し、65万6,000円。それから、座位保持装置というものがございしますが、これも当初から2台を見込んでおりましたが、現在のところ見込みも含めて、相談ありませんし、実績もないだろうという見込みの中で32

万4,000円、これらを合わせまして、ほかにも細かな減額の要素がありますが、合わせて206万6,000円の減額を行うという内容のものです。制度的には変わってはおりませんが、昨年来の17年度、18年度の実績と比べ、大きく減額となるところでございますけれども、これは恐らく、これは推定の範囲でございますが、制度が変わるということの中で、多くの方が負担が生じる等の関係で17年、18年の中で補装具については制度をされたと、つくられた、または購入されたという関係ではないかと推測しておりますし、それから当初予算を見る場合には、やはり前年度の状況というのは大きく加味しますので、今までの流れからいきますと、相当まだ請求はあるだろうと考えておりましたが、この12月になりまして、まず、先ほどもちらっと触れましたが、大きな単価の部分、電動車いすとか、そういったものが今、安定しているといえますか、今現在、見込みがないと、相談の状況がないということで、こういった大きな部分の単価の部分について減額をさせていただきますという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●音喜多委員 今の説明の中に、17年、18年、制度の装具給付というか、補助、そういったものの変わる関係で駆け込み的なそういうものがあったやに、今お話ですが、これ、補装具の補助と申しますか、そういう助成、それらについて今年度あたり、前年度その状況の中で、大きく給付条件というか、変わってきていないのか。そのことによって、19年度以降、これから、今までは体に合わなければ別なものをということが容易にできていたようでございますけれども、予算の関係でなかなかそのことが難しくなってきた。例えば車いすにしても、体型というか、何年間の間に体型が変わってくると幅が広がったり、あるいは使い勝手が悪くなると、その助成制度を利用して現状に合わせていくようなことができたようですけれども、これからはそう簡単にはいかない、そういう窮屈な状況というか、なかなか現状に合わせられない予算措置になってきたというか、条例が変わることによって、条例というか、そういう取り決めが変わることによって、そういう話もありますので、現時点ではどのようにとらえておられますか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時15分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 時間をとらせ、申しわけございません。

制度的にどうだったかということと、負担の割合についてでございますが、制度の内容自体は何ら変わってはございませんが、負担の割合が所得割によって、生保の方ゼロ

円、課税の方は1,100円から上限7万1,900円という幅でございましたが、今現在は自立支援法のもと、これも階層が変わっておりまして、生活保護の方であればゼロ円、低所得1の方であれば上限1万5,000円、低所得2の方であれば、これは2万4,600円、それ以上の方は3万7,200円という上限の中で負担をいただいておりますので、条件的には若干下がっているのかなという感じは受けます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 わかりました。

障害者の、以前には、今のご時世ですから、給付率というか、給付率でなくて、自己負担率が高くなるんじゃないかと、そういううわさがちょっと話がございます、そういう中で控えるというのかな、自己負担が、こう上がれば、だから今お話の中では現実的にはそれほど変わっていないという中で、こういうマイナス要素ということは、やはり控えたのかなという思いがしないでもないんですが、今の時点では何ら、申請者からの、十分こたえられているということだろうと私は思います。

その辺のところ、今のところ、難儀しているということはないだろうというふうに思いますし、その辺のところを最後に聞かせていただいて、終わらせていただきます。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 質問者ご承知と思われそうですが、この補装具につきましては、日常毎日、義足とか、それから義手、あるいは靴なんかが対象になりますので、使用に伴います修繕とかは発生しますけれども、ある程度の年数、車いすでも電動いすでもそうですが、ある程度の年数を経過した中で交換というのが一般的だと思われまして。そう考えた場合に、昨年も購入し、今年も新たに購入するというケースは余りないのかなということでは、障害者の数にもよりますし、毎年毎年申請が上がってくるという内容でもないのかなというふうに。

ただ、予算的には、これは申請があって、該当した場合には、負担して給付をしなければならないという制度ですので、そのためには、ある程度予算的な措置も必要であろうということの中では、担当の方としては、減額に途中になりますけれども、予算的には用意しておかなければならないなど、このように判断しておりますし、利用者に特別な制限とか、費用負担の増とか、そういった条件が悪化したということの中で利用を控えるというような動きはありませんし、そういった相談も今のところはないという状況でございます。

●音喜多委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

2目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

4 目老人福祉費、ありませんか。

26ページ。

6 目自治振興費、ありませんか。

7 目社会福祉施設費。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

10番。

●谷口委員 妊婦健診審査通院費助成、これは2回の健診、何回まで、見ているのは。町がこの補助をしようとしているのは。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをさせていただきたいと思います。

委員お尋ねの妊婦健康審査の部分でございますが、予算書でもって記載をさせていただいております部分につきましては、町独自の通院費の助成制度ということでございまして、町内に産科がない、そういうことで町外へ健診のために13回ないしは十四、五回、通われるのが実態になっておりまして、その部分の交通費の一部に充てていただこうということで、母子手帳を取得されまして窓口に届けられました以降、2万円という形で、お1人2万円を限度に、2万を支給するという形で対応させていただいているものでございます。

したがいまして、2回の健診、あるいは5回とか、そういう健診とは別の制度ということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 最近あちこちで、救急搬送された方が結果的に病院をたらい回しにされるというようなことが起きていますよね。それで、現在というか、今までお産をされたそういう方の中に、結果的に健診を一回も受けたことがないだとか、あるいは母子手帳が交付されないでお産をされたというような方というのは、町内にはいるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

ここ四、五年の中で、そのような事例があるのか、ないのか、確認をさせていただいたところ、昨年だったかと思いますが、1件ございました。未受診で出産というような状況になりまして、病院から連絡をいただき、急ぎ母子手帳を届けたというような事例がございました。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 この未受診の出産というか、これがやっぱり今問題になっていますよね。その家庭にどういう問題があるのかということがいろいろありますけれども、たらい回しになってしまって、つい最近の話でも、北海道でも何かたらい回しがあったというような状況が報道をされていますよね。そうすると、今後こういうことがだんだんふえてくるのかなというふうに思うんですけれども、これについて、国の方もその対策に力を入れていくのではないのかなと思いますけれども、やはり結果的に、そういう状況が今後出てこないという保証はないと思うんですよね。

それで、結果的に未受診の出産があって、非常に釧路市も出産できる医療機関が集約されてきましたということで、対応される病院も大変なのかなというふうに私は思うんですけれども、お母さんの体の問題もございますから、やはり健診についての情報対策というんですか、対策というのか、きちんとした広報だとか、そういうものも含めて対応されていていただきたいなと思うんですが、その辺についてもう一度伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 委員ご心配の受診が受けられないたらい回しの事例、幸いにも、そういう情報については現在のところ、ないというふうに承知をいたしております。過去に未受診の状況で救急車により搬送されたというような状況につきましては、救急ルートの中で適切な対応がされたというふうに承知をしております。今後につきましても、そのような取り扱いになるのかなと思っております。

なお、私どもといたしましては、母体保護という観点から、それから元気な赤ちゃんをしっかりと産んでいただくという観点から、そういう兆候が生じた段階では、きちんと受診をしていただいて、母子手帳を取得していただく。そのためにも、今回計上させていただいております妊婦健康審査通院助成の制度の周知といいますか、そういうものにつきましては、折りを見て適切に、定期的にお知らせをしていくというようなことで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

●谷口委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1 目、他にございますか。

なければ、先に進みます。

2 目児童措置費、ありませんか。

4 目児童福祉施設費。

5 目児童館運営費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

1 番。

●音喜多委員　ここで公衆浴場の助成、今回86万円計上していただいておりますが、今のご時世というか、大変新聞等でも、またあるいは報道等で、おふろ屋さんの経営が非常に厳しい状況で、各おふろ屋さん知恵を絞ってというか、苦労していろいろなことをされているようではございますけれども、今回いち早く、この種はまた3月の定例会で補正あたりで出てくるのかなと思っていましたらば、そういう厳しい情勢を察してなのか、いち早い態勢をとっているようではございますけれども、今回のこの冬の、昨日も議論されましたけれども、重油を含めた油類の高騰に伴いまして、油を使う公衆浴場が非常に経営上厳しいんだという報道等も含めてありますが、そういった今回の助成の中に、油類というか価格高騰も加味されて、今回の補正ということになっているのでしょうか。

●委員長（室崎委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　お答えを申し上げます。

まず、86万円の中身といたしまして、まず1点目が設備助成であります。この件に関しましては、まずメインボイラーの煙突、これは施設の外側につけている大きな煙突でございますが、この側面部に直径40センチほどの大きな穴が施設側の方にぽっかりあいているのが見つかったということでございまして、施設側の方にあいていたものですから、なかなか腐食が直前まで見つからなかったと。わかったのは、どうもその排気が順調にいけないということで、いろいろ点検した結果、大きな穴があいているということがわかったということでございます。40センチもの大きな穴でございます。

その点検の結果、鉄製なんですけれども、かなり腐食が進んでいるということで、強風で倒壊のおそれがあるという状況もわかったということでありまして、この件に関しましては、基礎の部分が4メートルほどの鉄筋コンクリートでできています。その上にシステム部分が乗っかっていますけれども、この部分からそっくり切断いたしまして、新しいものに更新したという内容。それから、貯油タンクの配管、それから流水配管、この配管部についても腐食があって、もう漏れが出ているという状況がわかったということで、この更新を行うという内容でございます。

総額は50万1,000円ほどでございますが、これについては町の方で補助要綱がございまして、この設備については公衆浴場には必要なものであると。内容についても適正であると認められると考えまして、その額の95%相当を助成しようとする内容でございます。

ちなみに、同様の設備助成は14年度にも行ってございます。

それから、次に、経営補助の方でございしますが、今回の案は、実は平成18年度の決算が、これは公衆浴場の会社の決算期が5月末で終わりますが、その後、決算を見てみると、非常に近年にないくらい状況としては苦しかったということでございまして、その要因といたしましては、質問者おっしゃられるように燃料費の高騰がございします。昨年度、なぜ燃料費が上がったかと申しますと、その前年度までは燃料を供給していただく会社側と、いろいろ何十年にもわたる付き合いの中で安い単価で納入していただいたということでありますが、油の納入業者の方も経営的に苦しくなったんで、市場価格に近い値段でお願いしたいということが昨年度あったようでございます。その結果、経営を苦しめたということのようでございます。この対応として、経営者等の人件費の削減

をいたしまして、何とか決算としては乗り切ってきたという内容でございます。その人件費等々も確認いたしましたところ、仮に町の臨時職員、あくまでも臨時職員ですが、臨時職員で同様の業務を1人やったと仮定した額の6割相当の額しか見ていないということもわかりました。

そういった中で自助努力をされているという現状をかんがみまして、15年度会計年度から3カ年分の平均燃料決算額と18年度の決算額、この差が61万4,000円ほどでした。これの3分の2相当を経営補助として助成してはどうかという内容でございます。この3分の2の基準は、固定資産税が3分の2相当が減免されております。これを準用したものでございます。

なお、この内容につきましては、経営者の方々と協議させていただきまして、こういった内容であれば継続的な経営を行うことができるとして内諾を得ているものであります。

ちなみに、今年度は、皆さんご承知のとおり、もっと急騰してございます。ですから、この考え方を来年度以降も踏襲して、15年度会計年度からの3カ年分を基準として、その差額分の3分の2相当を来年度以降も経営補助として見てはどうかと。このことによって、町内唯一の公衆浴場の継続的で安定的な経営を町として支援し、また、町民の皆さんの公衆浴場の利用の機会の確保を図りたいという内容でございますので、ご理解願いたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 詳しく、そこまであれするつもりはなかったんで、今言われたように、漁船類がもう去年の秋口から、重油類、市場に出回っているガソリン等から見れば、先にもうその辺のところが上がっているということを言われていたのは事実だと思うんですよ。そんな関係で、公衆浴場もかなり厳しいということは、道内においてはニュースになっていくくらいですから、そういった意味では、今期の冬なんて、特に油類の価格、重油類が非常に上がっているということは、おふろ屋さんにしても大変な痛手でないかなというようなことを重々加味されて対応に当たっているんだろうというふうには考えてはいたんですけども、重々わかりました。

ぜひ、そういう、いまさら公衆浴場の必要性については議論するまでもございませんし、その大切さはわかりますので、その対応だけはしっかりお願いしていきたいというふうに思います。

いいです。

●委員長（室崎委員） 答弁はいいんですか。

●音喜多委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目衛生予防費、他にありますか。

なければ、先へ進みます。

2 目健康づくり費。

10番。

- 谷口委員 今、インフルエンザが非常に猛威を振るい出しているというふうに言われておりますけれども、現在、厚岸町内でのインフルエンザの発生状況はどうなっているかお尋ねをいたします。

教育委員会の方でも、もしわかっていれば、お願いを。

- 委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答えをいたします。

委員ご心配のとおり、町内において、現在ピークの状態かなというふうに考えているところでございます。それぞれの施設の状況につきましては担当からご説明申し上げますけれども、総体的に施設それぞれの状況を見ますと、ピークを迎えて終息に向かっているところ、あるいは拡大始めたところというようなことで、いろいろ出ているところでございます。

保育所、小学校、中学校、それぞれお子さんを中心に今広がっていると。高齢者につきましては、幸いにも予防接種の効果があるのか、発症者はゼロというような状況でございますけれども、そういうことで、さらなる予防措置、それぞれお願いをいたしたいということで対応をしているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 学校の関係でございますけれども、昨日現在でございます。小学校で4校、延べで56人罹患してございます。中学校におきましては、現在、1校、4人ということでございます。

ちなみに、それに伴います学年学級閉鎖の状況でございますけれども、真龍小学校、昨日までで終了した学年閉鎖、3年、4年、それから1年1学級、それから5年1学級の学級閉鎖。それから、今現在まだ続いてございますのは、真龍小学校の1年生の1学級、それから2年生は学年閉鎖ということ。それから、真竜中学校1学年が学年閉鎖という状況になってございます

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） 私の方からは、保育所の感染状況についてご説明申し上げます。

昨日現在ということになります。認可保育所3所、それから僻地保育所、合わせて30名ほどインフルエンザの感染が確認されてございます。そのほか15名から20名ほど、疑いを含め、他の理由の欠席者、来られていないという児童も含めまして、15名から20名ほどいるという状況でございます

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 すみません。今、小学校、中学校、それから保育所において、全部で90名ぐらいですかの罹患というような説明でありますけれども、結果的に、幼児だとか小中学生はインフルエンザの予防接種等は受けているんですか。受けていないんですか。この辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 予防接種の状況を医療機関に確認をさせていただいておりますが、お子さんと、それから保護者ということで、高齢者の半分程度の人数になりますけれども、それぞれ受けられている状況でございますが、すべての方がというような状況にはなっていないのが現状でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 予防接種なんですけど、予防接種を受けることによつての副作用というか、そういうものを心配されるような児童も、この間の決算委員会でもされておりましたけれども、ただ、その効果は、やはりそれなりにあるのではないのかなというふうに私は思うんですよ。そうすると、今、お年寄りの方々はインフルエンザの発生が見られないということを考えると、やはりその効果はきちんと出ているのではないのかなということだと思うんですよね。

それで、高齢者も全員受けているわけではありませんし、11月20日まででしたか、あれ、期間が決められていて、それによって、それ以降は全額自己負担というか、そういう形になるのではないのかなと思いますけれども、今そのピークだとおっしゃいますけれども、厚生労働省等は、1月から2月、そのあたりもやはりインフルエンザがピークになるのではないかなというような予想もしているわけですよ。そうすると、まだまだ発生がどういうふうに進んでくるかというのは予測ができない。厚岸町の一定部分は今回のおさまるかもしれないけれども、まだまだ発生が続いていくということになると、予防接種も、まだきちんと対応をすれば効果を上げることができるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、まだ未接種のお年寄りの方々、そういう方々に対する対応、補助といいますか、これをきちんと行うべきではないのかなと思いますし、それ以外の人たちに対する接種の呼びかけ、これも行っていく必要があるというふうに私は考えるんですが、その辺ではどうお考えでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをいたします。

未接種の方々への啓蒙という部分につきましては、私ども周知に力を入れなければな

らないなというふうに思っておりまして、先日も防災無線等を通じまして周知をさせていただいたところでございますし、また、1月の広報にも、その部分につきましてお知らせをしようというようなことで、準備をさせていただいているところでございます。

なお、また、町費による支援といえますか、そういう部分のお尋ねでございますが、定期接種として国の方で定めておりますのは、高齢者の65歳以上の方への接種、それから一定の指定疾患にかかられておられる60歳以上の方々、こういう部分につきましては、10月10日から11月20日までの間で接種券を交付させていただいて、それぞれ接種を行っていただくというようなことで、高齢者の人口の約半数程度に近づく部分の方がその手続をとられている状況でございます。

例年、同程度の交付を行っておりまして、期限を過ぎてからも、こういう感染状況なものですから何件か問い合わせはあるところでございますけれども、一応、期限を切つての施策ということでございまして、今年度につきましては、この範囲でいかに得ないのかなというふうに考えているところでございます。

また、お子さんへのインフルエンザ予防接種の公費助成というようなことにつきましては、定期外の接種というようなことで、国の方で財政出動をするというような手当もない部分でございまして、町単独でこの部分へ対応するということは現時点では難しい部分がありますので、ご理解をいただければなというふうに考えております。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他に、2目ございませんか。
9番。

●菊池委員 福祉課障害福祉系の件ですが、精神障害者社会復帰支援、ちょっと内容と状況を教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） この精神障害者社会復帰支援事業でございますが、これにつきましては、精神障害者が社会復帰等のために行う訓練のために、精神障害者社会復帰施設等に通所する場合の交通費の一部を助成するという内容の事業でございます。

この事業につきましては、現在、釧路市へ通われている方がおりまして、予算上は当初予算では1名を見込んでおりましたが、1名の方が希望をされて、その分の増額として今回18万円を補正する内容でございます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●菊池委員 回復例といいますか、復帰例が今までどのような状態でありましたでしょうか。その例だとか、時間経過がわかれば教えてください。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） この事業につきましては、通所するための一部の助成を行うということですので、医療効果等につきましては私どもの方では押さえてございません。

●委員長（室崎委員） 9番さん、よろしいですか。

●菊池委員 いいです。わかりました。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

3目墓地火葬場費、ございませんか。

4目水道費。

5目病院費。

6目乳幼児医療費。

15番。

●石澤委員 昨日の新聞なんですけれども、道の方で小学生の入院自己負担を3割から1割に軽減するという財源の助成をするということが出ているんですけれども、厚岸町ではどういうふうにする、そういう考えはないですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

北海道が持っております福祉医療で、ご質問の乳幼児医療であります、北海道の事業そのものは、市町村がその事業を実施する場合に北海道が2分の1という補助をしますという制度でありまして、それぞれの市町村は、町の条例に基づいてこの事業を実施しております。私どもの厚岸町の今の乳幼児医療制度も、条例規則に規定をして事業を実施するという形をとっております。

新聞報道であります、18年6月の医療改革関連法の改正の中で、実は20年4月から、義務教育前までの子供たちの一部負担を現在の3割から2割に下げることが決まっております、新聞報道でいきますと、浮いてくる財源を活用して北海道として給付の拡大をしたい。これは小学生までの入院に関してという中味でありまして、それは委員おっしゃるとおりであります。私どもは、現時点でそれをどうする、こうするという事をまだ理事者も含めて協議をしておりますが、北海道の補助要綱がそういう改定

がされなくなった場合には、私どももそれに沿った事業展開ができないかという検討をしていくということでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●石澤委員 はい。

●委員長（室崎委員） 6目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

2項環境政策費、1目環境対策費。

15番。

●石澤委員 糸魚沢にある、何回か町の方でも気にしていると思うんですけども、シカの処理施設というんですか、糸魚沢の国道口にあるんですけども、あれは何か申請か何か出ているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられるように、糸魚沢国道寄りのトライベツに向かう町道の角のところを指して、右側の角ですね。北に向かって右側の角。

●石澤委員 そうですね。

●環境政策課長（小島課長） 私どもも、そういう施設であるのかなというふうに思っておりますが、その方からは、きちんとした説明は私どもは受けてございません。ただ、状況からして、そういう施設である可能性はあるというふうには考えているところでございます。

その方、断定していいかどうか、ちょっと私は正式に受けていないものですから、正式でも、非公式でも受けていないものですから、ちょっと憶測で物を言うのは、ちょっとこの場では差し控えさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 あそこ、私が見た感じ、何も見えないんですけども、前に副町長が言っていたその施設と似た感じがするんですけども、川のそばですよ。多分、あそこで処理すると川に流れていくような気がするんですが、そういう意味では、もう一度ちゃんと調べた方がいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 実は、厚岸町にそういった施設をつくりたいというお話は、昨年度ありました。その方には、その方は、最初につくった場合には下水道施設に排水を接続したいというふうにおっしゃっていましたが、そうすると、都市計画区域内ということで、町の中につくらなければ接続できないということがあります。そういうことからして、その施設の対応からすると、市街地では町民感情もございますから、かなり無理があるんじゃないでしょうかということも申し上げました。それでは、どこがよろしいのかということになると、都市計画区域外ですから、山間部にならざるを得ないと。そういった場合の排水対策については、合併浄化槽を設けて、その前に油水分離という機能を設けて合併浄化槽で処理した上で、合併浄化槽を設置しますと、浄化槽法上のきちんとした設置の届け出、それから設置した施設がその機能を満たしているかという検査、それから運営していく過程では法定上の保守点検、それから検査を受けるという状況になります。そういったものをきちんとして行った上で処理していただきたいということは申し上げてございます。

ただし、その方であるかどうかは、正式に町の方に来ておりませんので、確認がとれていないということでありまして、もし同様の申し出があった場合には、同様に指導していきたいというふうに考えます。

なお、この件に関しましては、北海道も関係がございます。ですんで、北海道と情報交換はずっとしております。そういった中で、北海道としても指導をする立場にあるということでございますので、連携をとった中で、町としてできるものを考えて対応してまいりたいというふうには考えております。

●石澤委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

なければ、先に進みます。

2目水鳥観察館運営費、ありませんか。

3目廃棄物対策費。

4目ごみ処理費。

10番。

●谷口委員 今回、このごみ処理場の管理で燃料費、光熱水費が結構な額を補正されているんですが、この内容について説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

燃料費でございますが、まず燃料費でございますが、当該施設は昨年度、大規模改修を行ってございますが、そのときに、北海道の指導として、炉からの出口温度を800度以上に保つようにということで、実際的には炉の中の温度は850度以上に保たないと出口温度は800度を保てませんという状況にございます。燃やせるごみをただ燃やしただけでは、

定常的にその温度を確保できないということがございます。

なおかつ、昨年度改修時に、約2カ月、燃やせるごみを最終処分場の方に仮置きして、ごみがございまして、それを順次、収集している燃えるゴミと一緒に燃やしているわけですが、仮置きしておいたごみが非常に性質上燃えにくくなるという状況があります。雨が降ったり、それから置いておく過程で腐熟が進んだりということで非常に燃えにくくなっているという状況がございまして、それを一緒に燃やす過程では、どうしても助燃剤として重油を使う必要があるということで、今回、燃料の高騰分も当然ございますが、数量も若干必要となるという状況の中で、今回、燃料費の増額補正を提案させていただいております。

それから、光熱水費の方でございしますが、こちらの方は電気料でございします。この電気料につきましても、大規模改修に伴いまして、さまざまな適正な排ガスを処理するために、誘引送風機のカパアップ、いわゆるガスをはき出す装置ですが、そのカパアップ、それから施設を維持するために、一定の温度を保たなければ、例えば結露なんかを出さないように一定の保温をしなければならない。それから、施設の能力アップした排ガス装置の部分、メイン部分でございしますが、そこも電気を使ってございします。そういったものも机上の計算で当初予算は計上しておりましたが、何せ仮置きしていた生ごみの関係で、通常よりも多く燃焼させなければならないという状況がございまして、その分相当の部分が足りないということがわかりましたので、今回電気料として計上させていただいているという内容でございします。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今回、この燃料費273万3,000円が予算化されているんですが、そうすると、今説明された仮置きのごみの燃えが非常に悪いということと、燃油の高騰と、それで分けたらどういうふうになるんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

概算の数値でございしますが、燃料高騰に伴う金額としては約70万円ほどになります。残りの部分が使用料の増加を見込んだ部分ということになります。ご理解願いたいと存じます。

●谷口委員 じゃ、200万円だ。

●環境政策課長（小島課長） そうです。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 通常考えると、今の時期から冬の間のゴミというのは、私たちが思っていた

のは、燃えやすく、夏期のごみと違って非常に燃えやすくなっているのではないのかなと。よく厚岸町のごみは、非常に魚だとか、そういうものが多いから、燃えづらいというようなお話をされてきていますよね。だけれども、冬期間に向かっていくわけですから、一般的には、そういう助燃剤というか、そういうものは使用が減る時期に入ってきているのではないのかなというふうに私どもは考えていたんですよ。ところが、今回こういう大きな補正を組まなければならなくなったということになると、当初、機械の改修を行った段階で予想をしていたのとは違ったということだった。200万円増額しなければならなくなったというのは。

仮置きしたのは、ちゃんと計算づくでやったわけでしょう。違うんですか、仮置きは。工事をするには仮置きが必要だったわけでしょう。そして、そのためにその場所にストックをしておいて、それを再度運び込んで燃やそうと。そのごみ質が悪くなっていたと、思ったより悪くなっていたというふうにおっしゃいますけれども、ある程度は予測されていたものなんでしょう。違うんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるとおり、仮置きしていたごみについてでは想定できたのではないかとということでございますが、私どもとしても、その部分は当然想定していたわけでございますが、予想以上に燃えにくいということがわかりました。実は現在もまだ残っておりまして、今の計画では2月までどうしてもかかってしまうと。予想以上にごみ質が悪くなっているという状況があるということがわかりまして、今は少しずつ通常の収集ごみにまぜ込みながら少しずつ燃やしていったって、できるだけ経費を削減するようにやっていきたいということでございます。その部分は想定外であったということで、予想よりも燃料費がかかっている現状にあるということでございます。

当初では想定できないようなごみ質になってしまったという状況の結果でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 最終処分場に一時置いておいたわけでしょう。最終処分場というのは、排水装置がありますよね。水がたまるようになっているわけではないですよね。それをきちんと下から抜いて処理をするような。そうすると、私たちが考えるには、一定の対処をしておけば、そんな燃えにくくなってしまうということは考えられないんですよ。ストックの仕方が悪かったんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 屋外でありますんで、雪や雨がかぶります。そういった状況を防ぐために、シートを上にかけてございました。ただし、その最終処分場には雨や

雪が降ったら、当然その中には水がたまります。それから、その中に持ち込まれるごみの中から若干しみ出すものもあるという状況でありまして、どうしても、新しい施設でありますんで、ある程度のごみの量がそこに入っていないと、水が入る部分をカバーできないと。投入1年目でしたので、どうしても下の方にごみを置いているという状況がございます。

それと、そこからは当然、排水管を伝って調整池の方に一たんためて、それから水処理施設の方に持っていくという仕組みになっておりますが、どうしても時期的に雨の多い時期、春先の雪解け時、それから秋の長雨時、そういったときは調整池も満杯になってしまいます。そうすると、最終処分場の方に、若干そういったものが水分的に残っていると、どうしても水がごみの方にどんどんしみ上がっていくという状況になります。それを対処するために、燃えるごみを上の方にかき上げて乾かす状況を何とかつくりながら対応はしてまいりましたが、燃えるごみの中には、どうしても生ごみ系のものも入ってございます。そういったものも、燃えにくくする要因として腐熟が進んでしまうという状況がございます。その部分は、できるだけことは私どもとしてはしたつもりでございますが、結果として、思うとおりには焼却が進まなかったというのは現実としてございます。

一度に燃やしてしまえば、もっと多額の燃料費はかかってしまいます。ですから、現在は、できるだけかけないように、通常の燃えやすいごみとまぜ込みながら燃やして経費の削減を図ってできるだけかけないようにというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 質問の前に、ちょっと委員長にお願いがあるんですけども、本来、これ環境政策費、環境対策費でやればよかったんでしょうけれども、それを過ぎてしましまして、ここに水質検査委託料がありますので、ここで質問させていただきたいと思っておりますけれども。

●委員長（室崎委員） はい、わかりました。
5番。

●中川委員 ここで質問させていただきたいと思うんですけども、前にも議会で議論されましたし、私も質問したことがあるんですけども、課長、町政懇談会というのが、町長初め、各自治会を回りまして、町民の要望やら何やら聞く機会があるんですけども、我々漁民も、組合員も、組合長以下の役員、そしてまた部長クラスで各実行組合を回らせていただいております。これは終わりましたけれども。それで、漁民の組合員の

いろいろな要望等々を聞くチャンスがあるんですけども、この際に、そのときに、これは前にも議論があったんですけども、非常に海が、うちの組合も工場を持っていますから、もちろんそうですし、市場の関係の近くに、私が一々言うまでもないんですけども、工場がございます。それで、サンマ等々で加工されていますけれども、この排水がかなり役場の前というか、海岸線を通りまして、白浜町から宮園町、今の定置等々が入っていますが、すごいんだそうですね、この油の関係。それで、強く、そこに私もこういう立場でありますし、強くひとつその要請をしていただきたいと。

これは前にも、課長は記憶があるかどうかわかりませんが、議会でも議論をしていただいたし、私も質問をした経過もあるんですけども、いまだに何か流れてくるんだそうですよ。これで、ひとつ、我々は確認していません。ただ、漁民からの要望でございまして、役員一堂、皆、聞いては帰ってきましたけれども、その結果、そういう話ですので、これから監視の目といいますか、そういう目で大いに注意をしていただいて、各工場等々にそういう働きといいますか、運動といいますか、そういうのをやっていただければありがたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答えを申し上げます。

実は、昨年11月くらいだったと思いますが、ご質問者がおっしゃられるような状況が通報によりまして確認できました。そのときに、水質汚濁防止対策協議会という組織がございまして、これは町、厚岸漁協、それから加工屋さん等々が入った組織でございしますが、緊急の会議を開きまして、そのときに撮った写真等々も現物を見せまして、加工屋さんの皆さんに注意を促してございます。そのときに、いろいろなデータ等も、それから写真等も説明したところでございます。

その後、今年度につきましては、そういった同様の事例として苦情等は、私どものところ、それから産業振興課の方にもないという状況にございます。そういった苦情がないという状況にございます。

もし、ご質問者が言われるような状況があるというお話ですんで、そうであるならば、関係する漁業協同組合さんと調整のもと、もう一度そういった要請をする必要があるかどうかというお話をさせていただいた上で対応していきたいというふうに考えるところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番さん、今の話では、ちょっと離れ過ぎているような気がするんですよ。だから、むしろ、漁港管理費なり、水産振興費の方がまだ近いんじゃないかと思ひまして、どうでしょう。続きは、そちらの方でいかがでしょう。

●中川委員 いや、もうないんですけども、今ちょっと。補助のことはないんですけども。

●委員長（室崎委員） それでは、どうぞ。

5 番。

- 中川委員 今、課長がいろいろ、るる説明あった対策協議会というんでしょうか、そういうのをつくられて監視されているということです、これからも続けてほしいんですけれども、組合からもその話がなかったというのは、ちょっと。それは地区常会の前のことであって、終わったのが12月8日が最後の地区常会で、これは床潭地区でしたけれども。

それだから、まだまとめが組合側から上がってこないのかなと思って、皆さん、もう強く要望されていましたし、組合長も、もう強く大きな声で、それはもう町の方にも要請しますと言って、私の前で明言していましたから、それはまだこれから上がってくるのかなと思いますし、常会が終わったのは12月8日に最後終わったものですから、これから上がってくるんじゃないかなと思いますけれども、私はそういうふうに聞きましたし、役員も皆、聞いていますので、こういう機会ですから言わせていただいたんです。

それでわかりました。それで、そういう対策協議会などかをつくられているそうでございますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 答弁はいいんですか。

- 中川委員 はい、いいです。

- 委員長（室崎委員） 4 目、他にございますか。
14番。

- 竹田委員 ごみ処理の廃プラの問題で、前回質問させてもらいました廃プラから油がとれるという、この機械をぜひ調査しながら勉強していただきたいということに関して、したいということでした。その後、どのような調査、勉強をしていただいたのか、教えていただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） ご質問者の件につきましては、どういう状況であるのかを勉強させていただきたいというふうにお答えしたと記憶してございますが、その情報を取り寄せたところ、まだ試験段階であると。それから、少量そういうことが可能であるという状況であるということがわかりました。

それを町として行う、もしくは民間サイドが行うということにいたしましても、まだ、そういったものがきちんとした形で確立して商業ベースに乗るかどうかという確認までは至ってございません。ですから、今後もそういった情報は仕入れながら、もし、行う状況が生まれるならば考えてみたいとは思いますが、ただ、町自身がそれを行うということは、現段階では思っておりません。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 町がそれを行うという気持ちの考えはないと言うけれども、大して調べてもいないのに、それを使うか、使わないかの決断というのは、まだ早過ぎるんじゃないかと思うんです。きちっとした調べをしてから、これはプラスになる、プラスにならない、商業ベースに乗る、乗らないというのは、そのときの判断じゃないですか。やっぱり、もうちょっと調べてほしいと思うんですよ。

日本人がこの取り組みをして、僕はちょっと今資料がないんで、ある島の国に産業廃棄物がたくさん出るということで、廃プラの原料を減らすとか、ごみ処理化を何とかしたいということで、日本人がその島に行って、個人が国に対してその廃プラの機械を持って行って油化にしていくということが、もう現実に行われているんですよ。だから、それが商業ベースになる、ならないの、そんな問題じゃないんですよ。もう現実的にそれは使われています。一般家庭用で30万円台、ちょっとした大型機械で350万円、500万円くらいのは、もうインターネットでもばんばん売っています。

そういった部分があるんで、まだ商業ベースに乗る、乗らないとか、そういう話じゃないでしょう。本当に調べていただいたんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当時、ご質問者がおっしゃられた情報は調べさせていただきました。

ただ、廃プラの処理につきましては、ご質問者は油化というご提案でございますが、現在のところは国の指導に基づきまして、収集した後に適正な処理業者の方にお渡しした上で資源化を図っていただくという基本のもと、今、町としては取り組んでいるところでございます。その過程の中で、ご質問者がおっしゃられるような有効利用ができるのであれば、可能性としてあるならば、経費的に削減効果が見込めるならば、取り組むこともやぶさかではないというふうに考えますが、なお、今後そういった部分について、情報をいただきながら勉強させていただきたいなというふうに考えるところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 廃プラを処理するということで一番経費のかからないものは、燃やしてしまった方が一番経費がかからないんです。それはご存じですよ。ただ、リサイクル法というものができて、資源を活用しようと、そういう問題から、ペットボトルなどを圧縮してかさばらないようにして、処理業者に物を売るということを今現在やっているわけですよ。だから、ある面、この廃プラの問題の部分については、商業ベースということを行いましたけれども、それは経費をかけた上で、どのくらいのリスクをしょって利益が上がるかという計算上の問題だと思うんです。ただ、それに執着してしまうと、このリサイクルというのは成り立たないというのが現状ですよ。

その資源を守るというものについては、ある程度リスクをしょわなければならないというのは当然だと思うんです。ですから、そのリスクをしょう限度が余りにも高過ぎるということであれば、この廃プラから油をとるという、その機械を導入する、町がやるということについてはマイナス面になってしまうので、やめたいという、そういう考え方で、ぜひもう少し調べていただきたいと思います。

ちなみに、この廃プラからとれる油というのが、軽油、灯油、ガソリンという、今3種類が分離化されてとれると。ところが、油化したその油を、じゃ車に直接入れて走ることができるのかといったら、当然走れると。ところが、自主的につくった油については、通産省の方で、今現在、車に直接入れて公道を走るとことは禁止されていると。がしかし、自分の敷地内でこの油を利用して走るとことは認められているという通産省の考え方で、通達されているということなんですね。ですから、そういう部分もいろいろと勉強をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるような情報もあるようでございますので、なお情報収集した上で、どのような対応がとれるかどうか、否か、検討してまいります。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

4目、他にございますか。

なければ、先へ進みます

5目し尿処理費。

14番。

●竹田委員 5目し尿処理費について質問させていただきます。

今、門静にある衛生センターというんですか、その衛生センターのふん尿の処理が、この数年前から一般家庭で簡易水洗トイレというふうに、通常ぽったん便器というふうに言われた、水を使わない、ふんと尿だけが便槽にたまる。しかし、簡易水洗便器になってから、1回の水がコップ大体3杯から5杯くらいの水を使うことによって、そのふん尿が水分量が非常に多くなったということで、処理場の部分においては非常に水分率が高いということから、バクテリアの発生が非常に弱まって、発生しにくくなったということで、処理が非常に困難になってきているということで、大変苦勞されているということをお聞きしました。

今現在、真竜と本町の下水道の最終処理場が有明町の方につくられて、産建としても、そこを見に行ってきたんですけれども、このし尿処理場の部分にかかる委託料、経費、光熱費等、さまざまな金額で、どの程度かかっているのか僕もちょっとわからないんですけれども、委託料とさまざまな経費を入れると七、八千万円くらいにもなるのかなというふうに僕自身とらえているんですけれども、間違ったらごめんなさい。それだけのお金がかかるということであれば、門静のし尿処理場に堆積されたものを最終処分場に

持って行って処理する方法というのは考えられないのかどうなのか。そういう検討は今後されるのかどうなのか、ぜひその部分についても検討していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(「ちょっと確認してよろしいですか」の声あり)

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられる状況にあるのは、事実でございます。

当衛生センターにつきましては、平成3年に供用開始してございますが、そのときの搬入されるし尿の濃さですが、濃さと現状の持ち込まれるし尿の濃さは6割以下になっております。ということは、実はその処理する脱窒素槽、いわゆるふん関係処理する槽がございまして、ここの機能は、おっしゃられるように微生物で処理することになっておりまして、その濃さが一定程度なければ、その微生物が活性化しないと、弱まってしまうという状況にあります。それが現在はだんだん、状況としては、もうかなり悪くなってきているという状況にあるのは事実でございます。

これを解決する方策として、いろいろなことを検討してまいりました。その中の1つとして、ご質問者がおっしゃられるように、公共下水道の終末処理場につなぐということは、これは国の施策としてミックス事業ということで、国の制度としてございます。全国的にも、下水道が普及しますと同様の事例が発生をもう既にしております、全国的に。それに対応するために、くみ取りはするんですが、くみ取ったものを終末処理場の方に運んで、そこで処理して、きれいにして放流することが全国各地で今行われているということでございます。

厚岸町といたしましても、その部分を今、検討中でございます。ただし、それはすぐ事業認可になって、計画をつくって建設するというのは、かなり先になってしまいます。ですから、それまでの間、衛生センターでどのような対処をするのかということで検討をした結果、今回の予算の中にも実は計上させていただいているんですが、その微生物を活性化させるために一定の濃さを保つために、微生物のえさとなるものを足してやるという方法を、これはメーカーサイド、技術的な知見を持っている方のアドバイスをいただきながら、現場でも試してみました、試験的に。その結果、現状の悪さの部分の3割程度は復活させることができるということまでは確認できましたので、その微生物を活性化させるものを継続的に使って行って、今、衛生センターの機能をしばらくは保持

していこうというふうに考えているところでございます。

●竹田委員 委員長、すみません。経費の金額。処理場の。

●環境政策課長（小島課長） 全体ですね。

●竹田委員 そう、そう。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 失礼いたしました。

し尿処理に係る全体の経費でございますが、今回の補正を含めまして、今、予算ベースでは8,610万7,000円ということでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 おおよそで七、八千万円くらいと思っていたんですけども、今、確実な数字が8,610万7,000円という数字が出ました。一口にこの数字を口では言えますけれども、貴重な多額な金額だと思います。

ミックス事業ということが国の制度であるということを今初めて聞いたわけですが、この制度が、今いろいろな国の制度も、どんどん制度は取り上げられてふえているものもあるし、数年たってくると削られてくるものもあるといった部分で、乗っかって、もしできるのであれば、早目にした方がいいな。

このミックス事業の内容については、どのような内容なのか、ちょっとわかりませんが、例えば工事費の何%が補助されるとか、100%補助されるとかいうものなのか、どうなのかは、ちょっとわかりませんが、その辺の事業内容をちょっと説明してもらいたいというのが1つあります。

それと、冒頭に言いました、数年かかるということですが、それは早目に調べながら、ぜひ進めていってほしい。それが結果として、この8,610万7,000円の経費が削減できるのか、どうなのかというところに、この重大な点があるというふうに思うんです。ぜひ、この問題を取り上げて調べていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

このミックス事業でございます。汚水処理施設共同整備事業という名称でございます。おっしゃられるとおり、水洗化、それから簡易水洗トイレの普及によりまして、衛生センターの役割がだんだん縮小されてきているということから、下水の終末処理場の方で共同して処理するというものが大まかな目的でございます。環境政策課長からお答えしたとおり、現在、役所内で関係部署が集まって、その方向性について検討してござい

す。

あらあらの、もう本当に概算なんです、やはり新たな施設も終末処理場に設けなければならない等のことから、それから、一応現在の下水道の認可、これを変更して、また申請し直すという作業もしてございます。それで、建設に着工するまで3年。認可申請して、調査、設計をして、建設工事という手順もございます。7億円ほどの事業費もかかるということで、もちろん公共の下水道事業と同様の2分の1補助でございますが、いずれにしても、そういったことで町の方の財政、いわゆる総合計画の3カ年の中でも、どのような時点でこれを位置づけるかということも、今、総合的に検討させていただいております。ただ、来年、再来年という段階では、まだないということでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 工事費の7億円の2分の1補助されても、3億5,000万円。単純に4年弱で、かけている経費が年間8,600万円くらいですから、4年ちょっとで3億5,000万円かけても取り戻せる、100%取り戻すということは不可能ですけれども、経費が削減できるということは間違いないと思うんです。

ただ、それによつてのその試算というのはどういうふうにしていったらいいのか、これからの課題だと思うんですけれども、いずれにしても、町の財政が厳しいという中で、この事業が早目に取り入れられて、もし、経費が少しでも削減できるのであればという可能性を秘めた中で、ぜひ前に取り組んでいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） そのように検討してまいりたいと思います。

ただ、そっくり衛生センターが必要なくなつて、その分の委託料がそっくりなくなるということも、まだ……

（発言する者あり）

●水道課長（常谷課長） そうですね。

前向きに検討いたしていきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●竹田委員 はい。

●委員長（室崎委員） 5目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ありませんか。

3目畜産業費。

7 目農業施設費。

10番。

●谷口委員 農業農村活性化施設、ここで修繕料27万3,000円、これは何なんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この修繕料の関係につきましては、ふれあい館のホールの天窓の補修、それから屋外の木製のテラスがふれあい館にございますが、その補修のための費用、その補正でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 これは、この間まで足場がかかっていたのも、それですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ご質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そこでお尋ねしたいんですが、さきの9月での定例会で、農業研修センターとふれあい館の利用を統合していきたいというようなお話がございました。それで、私もその中で質問をしております。

最近、尾幌自治会で自治会だよりを発行して、地域に配布をしております。その中で、研修センター休館の説明が行われたという内容であります。それで10月25日と11月16日、2回、産業振興課から説明が行われたという説明であります。それで、その内容は、1つとして、研修センターを来年の3月末をもって休館とすると。「旧館」とするという「旧」の字が間違っているのではないのかなというふうに思いますけれども、「休む」という字ではなくて、去年だとかおとしという「旧」の方の旧館になっています。2番目として、酪農ふれあい館は、夜間の開会日をふやして週3日として、葬儀等も行えるようにすると。それから、3つ目は、研修センターを使用していた団体等は、酪農ふれあい館に移動をするための話し合いを行うなどですという内容です。

それで、9月の議会で、私、それから岩谷議員、それから一般質問で大野議員が質問をされております。それで、大野議員の質問をちょっと調べさせていただきましたら、そういうことが今、話し合いが始まっているというようなことを町長はご答弁になっておられるようでありました。そして、岩谷議員と私が質問をする中で、経過等がいろいろ説明をされております。

しかしであります。さきの議会の厚生文教常任委員会に、先月の29日に、これは産業振興課の方で説明資料をつくられたのではないのかなというふうに思いますけれども、

これまでの経過というふうに書いた説明書を出されているようでありますけれども、これまでの経過は8月24日から始まっているんですね。これに記載されているのは、3回しかないんですから。8月24日と10月25日と11月16日、この3回、3日間。しかし、私が、あるいは岩谷議員が質問をした中には、それ以前からの内容も説明されているんですよ。どうして、急に、厚生文教常任委員会が出された資料には前段がまるっきり抜けてしまったんですか。これについて、ちょっと説明してください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 8月24日以前の前段のお話ということでございます。実はこの農業研修センターの関係につきましては、4月の段階で別件での協議が行われまして、そのときは役員さん数名の方がおられましたが、その別件の打ち合わせが終了後、農業研修センターの実は話題になったわけであります。そこで、その役員の中の方から、地元では農業研修センターの屋根を直すという話と補修費がかかり過ぎて直せないという、その2つの話が出ているということでございました。その役員の方は、屋根を直すには、屋根のほか、壁も相当傷んでいるよと、相当多額の費用がかかりそうだけれども、本当に直すのかという話になったわけでございます。担当といたしましては、平成17年に農政課から産業振興課という機構改革がされまして、その時点で、引き継ぎ事項の中に、その農業研修センターとふれあい館との集約化について前任者からの引き継ぎ事項でもございましたので、その役員の方に、非公式な形で、大規模改修、大規模な改修については実現性は非常に低いということで、ふれあい館への機能移転の集約化について投げかけをしたということでございます。

そこで、その役員の方々は、研修センターを修繕をして使っていくのか、あるいは修繕をできないとしたら、どのように進めていくのかということで、町の考え方を示してほしいということでございました。町は、そのお話について即答はしないで、持ち帰り検討するというところにいたしましたところでございます。

それで、その後、町の方で実は検討を始める前に、5月の連休明けだと思ったんですが、連休明けに、その役員の方が別件で町長にお会いをしたいということでございました。そのときにも、別件についての話とその時点で終わった段階で、自治会の方から、また研修センターのお話になりまして、施設の改修工事をやるんですか、あるいはやらないんですかというお話になりまして、町長は、毎年同じ地域要望を受けているんだけど、厳しい財政状況下でありまして、雨漏り対策が確立されない工事の見込みについては、工事としては見込みはないので、ふれあい館の集約化について地域の方にも考えていただきたいというふうに答えたということでございます。

私どもとしましては、その後、そのことを踏まえまして、そういう検討に当初から入っていたんですけれども、多額の補修費をかけても屋根が完全に直す保証がないということで、町の財政的な面、あるいは利用者の利便性、さらには快適な施設で利用をしていただきたいという町の以前からの方針でございましたので、また前任からの引き継ぎ事項でございますので、それがきっかけということで、自治会の方には、8月24日でございましたけれども、一応ご相談を申し上げましたが、町の担当課としてのいろいろな

調査、それから利用者の関係、そういった検討課題が来るございまして、そういう調査期間も含めまして検討した結果、一本化も可能ということで判断をいたしまして、担当課としての考えを町長、あるいは副町長にもお話をし、7月31日に町の方で自治会に投げかけるお話を町の方針として決めて、その方向性を8月24日に初めて自治会の方に示したというのが、8月24日以前の内容でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 もう一度伺いたします。

今、課長が説明をされました。しかし、私は今の説明では納得がいかないんですよ。なぜかという、岩谷議員が9月の議会で、この関係につきましては、今年に入りました、自治会の役員と別件で協議する機会がございました。これは、きっと4月13日のことではないのかなというふうに思います。これは、尾幌であったということですよ。そうすると、今のお話では尾幌で。それで、自治会の役員の方から、農業研修センターについては尾幌地区について類似施設があると。それで、いろいろ話をし、可能であれば1カ所に集約してはどうかという意見をいただいたいという話なんですよ。いいですね、ここまでは。こういうふうに課長が答弁されています。

そして、町長と別件で協議する。相当別件が好きですね。何回も、別件でないと、この話は出てこない。本当の話のときは出てこないで、別件でばかり出てくるんですけれども、別件で協議する場がございまして、その際に同じ内容の話をされまして。それで、閉める時期をはっきりさせてくれと。これはきっと、これは今後5月の連休明けということですか。これは5月17日ぐらいなのかな、いろいろ推測をしていきますと。これは、町長と会われたということですね。ですから、これは投げたのは厚岸町ではなくて、自治会の役員の方から投げられたと理解していいんですね、これは。

それで、私は不思議なんですよ。この話が出てきて、私は課長さんにお話をお会いして聞く機会がありました。こんな問題になるのであれば、きちんとメモをとっておけばよかったかと、今しみじみ残念に思っているんですけれども、そのときお話しされていたのは、そういう話があったと、そういうことになっているけれども、本当なのかという話をしに行きました。そうしたら、いや、そうなんだという話をされて、何か交換条件があるのかと。やっぱり一つにするのであれば、それなりの対応をきちっととった上で、いろいろ対策を町としても示していくのがある意味普通ではないのかなと、懸念されているような話がありますからね。だから、話を聞いたら、いや、いや、そのときは、何もそういう条件なんかないんだという話だったんですよ。随分寛容な人たちのお話なんだなというふうに思って聞いていたんですよ。

ところが、実際利用をしている人たちは、この話は全く知らないで、一定の期間来ちゃっているんですよ。この原因は、どうして使用をする側の人たちが知らないで事を進めてしまったのか、その辺についてやはりきちんとしていただかなければ困ると思うんです。

それと、やっぱりきちんとした協議であれば、その協議は別件でなくて懇談にしてもらわないと困るんですよ。別件で話されたことがどんどん町の方で仕事を進めていくと

いうのでは、私は困ると思うんです。町長が何ぼ手を振ったってだめなんですよ。別件でと書いてあるんですから。

そうということで、私は、もう少し、これについては説明責任が全然果たされていないというふうに思います。私に説明されても困ります。

- 委員長（室崎委員） 10番さん、ここでお昼休みに入りたいので。答弁は再開後ということにしたいので、よろしくお願いします。

お昼のため休憩いたします。再開は午後1時。

午後12時01分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

7目農業施設費で、10番、谷口委員に対する答弁から始めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 答弁をさせていただきます。

先ほど来、担当課長からも答弁をいたしたところでありますが、別件、別件と言うようなご意見もあったようであります。ご案内のように、各自治会からは、当行政に対しまして、いろいろな要望、要請がございます。その中にありましても、尾幌地区からもそれぞれの要望があり、4月の段階におきましては、尾幌のパークゴルフ場の草刈り機について町から補助金を出していただきたいという要望があり、私といたしましては、これについては担当課でございます産業振興課に指示をしながら、現地を見ながら、そしてまた現地の声を吸収しながら、この問題については検討をしていただきたいというお話をさせていただいておるところでございます。

また、本年5月に、私に直接、自治会の会長、事務局長がおいでになりまして、このパークゴルフ場の草刈り機の補助金についての要請があったわけであります。このことについては詳しくお話しいたしませんが、この協議を終えた中で、私といたしましては、長年の尾幌の要望でございます、尾幌農業研修センターの雨漏り等の激しい中で改修をしていただきたいという要望が長年にわたってあります。町長といたしましても、何とかその要望におこたえをいたしたい。いろいろと財政等もございますが、検討をいたしておったところでございます。特に、屋根等を含めた雨漏り対策についてどの程度かかるのか、専門家にも調査をいたしたところでございます。ところが1,100万円以上もかかる。その他、赤水が出る、給水も直してくれ、るる計算いたしますと、今日の財政状況では大変難しい状況にある。しかも、あのセンターは建設されてから31年を迎えて、耐久強度が大変難しい状況にある。安全面でどうであろうかというようなお話をその当時させていただいたところでございます。これに対しましては、自治会の方から回答を求めるべきものではございません。

さらにまたその後、この改修実現のために内部協議をさせていただきました。7月で

ございます。結果的には、今日の財政状況では大変難しい。しかれば、類似施設があるので、その施設を有効活用できないのかということに相なったわけであります。自治会におきましては、8月24日、研修センターの閉館に伴う類似施設等の検討をいただきましたということで、正式にお伝えしたのが8月24日でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今、町長がおっしゃったことは、前回の議会で町長が述べていることで、別に、最後の方の内部協議だとか、そういうことについては今回示されたわけですがけれども、私が問題にしているのは、やはり議会答弁というのは消し去るものではないんですよ。そうすると、さっき私が読み上げましたけれども、岩谷議員や私に対する課長の答弁は、これは真実なのかどうなのかということなんです。そこを答えてください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今のご質問であります。1回目でも触れましたけれども、研修センターの話題になりまして、地元の意見として2つあるということで、町で直すと言っていると。しかし、金がかかり過ぎて直せないということで、町の方から、4月のその打ち合わせの際に集約化についてお話をしました。役員からは、町の方向性について示してほしいという発言がございましたので、そのことに対しまして、自分としましては、それまで直してほしい、直してほしいという、そういう話から、集約化についても考えていただけるものというふうにそのとき考えまして、そういう判断をいたしましたの発言であったということでございます。

説明不足が、9月の段階でも、そういったことで説明不足があったなというふうに自分でも、そう思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この9月の議会で岩谷議員の回答に対して、4月に入りまして自治会の役員の方と別件で協議する機会がございましたと。その役員の方から、農業研修センターについては、尾幌に類似施設があるということと、それから研修センターについては素人が見ても相当多額の雨漏り等、以前から指摘されているんですけれども、その大ホールが雨漏り、仲々しゃべるのがゆるくないんですけれども、素人目にも相当な費用がかかると。可能であれば1カ所に集約をしたらどうかという意見がございましたと答えているよ。ホールは役場から投げているわけじゃないんですよ、この答弁は。違うということですか、そうすると。

●委員長（室崎委員） 町長。

●谷口委員 産業課長が答えてください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 集約化も可能ということについてのことについて考えていただけるものというふうに、私自身が、あくまでも私自身が判断した上での発言という内容でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、尾幌からの要望ではないということですか。はっきりしてください。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、繰り返しになりますけれども、あくまでも自分の判断ということで9月にはご答弁を申し上げたという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、議会の答弁が9月の議会と今回と違うということになると、9月の判断と、受ける側ですよ、受ける側の判断、9月と今と変えるということですか。そうすると、結果的には、地域においても同じように判断しなければならないんですよ。議事録に載っているんですから。議事録を変えるわけにはいかないんですよ。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狹町長） 課長と現地の自治会とのやりとりにつきましては、るる私が聞いているわけですが、しかしながら、担当課長として、自治会要望に何とかおこたえをしようということで、るる自治会等の話を進めたものであろう、私はそう理解をいたしております。

ご案内のとおり、同じ課題も平成18年度の尾幌の地域要望で出ているんです、改修について。そのときの回答は、農業研修センターの改修につきましては、屋根が外壁のほか、トイレ及び設備を含めると1,000万円を超えることから、現在の財政状況においては大変厳しい状況にあります。課長としましては、そういうこともあったものですから、いろいろと担当課長として悩み、苦しみ、自治会等の話の中で入ったのではなかろうかと、私はそう考えております。

しかしながら、町の姿勢を出したのは、先ほどお話しいたしましたとおり、今年の8月25日なんです。そのいろいろな経緯があるんですが、私としては、できるだけやって

やりたい。しかし、財政事情もある、さらにまた類似施設もある、これをより有効に利用できる方法がないのかと、そういうことでご提案をいたしたわけでありますので、自治会と課長のやりとりにおいて、その真意がきちんと伝わっていないとするならば、町長としてまことに申しわけない。おわびを申し上げる次第でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、もう一度確認しますよ。私は、施設の利用を今後どうするかということをちょっと今置いて、いい、悪いは置いておいて話を進めさせていただきますけれども、前議会でのそうするとその始まりの部分については、取り消すというふうに理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この件につきましては、自分の判断で集約化の可能ということについて判断した結果、一部誤解を生じさせたと、非常に残念に思いますし、説明不足だったことに対しましておわびを申し上げたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、私は、利用する人、自治会、どちらにも今回は迷惑をかけることなんですよ。そうでしょう、はっきり言って。前回の議会で、自治会の方から来たんだという話をされていたのに、今そういう答弁をされるということは、結果的には、地域の方で誤解をもってとられた人と、いや、おれたちはそういうふうに言っていないという人たちと、2つあるわけですから。そうすると、地域に行ききちんと説明をしないと困ると思うんですよ。

やっぱりボタンのかけ違いなんですよ。ボタン1つかけ違ったばかりに、地域の中であらぬうわさまで立てて、本当は地域が一つにまとまって問題を解決しなければならないのに、そういう状況にならなくしたのは役場の責任なんですよ。ですから、私は前の議会でも言っておりますよね。今回の問題は、やっぱり時間をかけて、きちんと地域の中でもお互いに話し合って納得した上で解決をしていくというふうにしなければ、町の方からどんどんボールを投げてさばき切れないんですよ。地域の中がまとまっていないから。

やってしまえば、こっちのもんだというような考えがあるんじゃないですか、役場全体に。やっぱり公共施設というのは、その利用をする人たちの立場に立ってつくられたものであるし、その人たちが有効利用をする、そういう施設でなければならないというふうに思うんですよ。そうした中で経費がかかったり、問題が生じてきたときに、それを解決するには、役場と利用者と、あるいは取りまとめをしていただく自治会だとか、そういうところとしっかり話し合いをしながら進めていかないとだめだと思うんですよ。そういう一つ一つの手順を踏まないで今回やって、9月にあれだけ議論をしておきなが

ら、やっていることは一方的なんです。納得できる人は、それでいいかもしれないけれども、納得できていない人もいますから。

だから、副町長が最後に答弁に立たれているんですよ、その問題について。いろいろな問題あるし、今後どういうことをやらなければならないか、町も予算の措置もまだ全然されていないと。だから、そういうものも含めて、きちんと示しながらやっていきたいと。それで、利用者の要望を聞いて進めると。

役場のやっているのは、10月25日、26日、ただ説明会ですよ。具体的に利用をどうやって集約するかというような話ばかりで、来年、新年度に向けてこういう予算措置をしますよだとか、ふれあい館のいろいろな機能を損なわないために、こういう措置をしますとか、そういうことも、今、予算組めないけれども、この程度のことは考えているんだと。ですから、そこまで話が進んでいるのであれば、今回のこの補正予算に、あるいは新年度に向けての、新年度じゃなくても今後に向けての一定の予算措置も見せてくれるのかなというふうに思っていましたけれども、この間、ですから、足場かけているから、何かを始めたのかなと。私は非常に好意的に物事を判断するタイプですから、厚岸町は素早い対応をするんだと、予算措置しなくてもやってくれるんだというように思っていたら、今回だって何も示されていないじゃないですか。

もう一回、ですから、初めからきちんと手順をとってやってください。途中からやろうとするから、だめなんです。絶対、溝は埋まりませんよ、これ。あと強行してやればいいというものでは、私は公共施設のあり方が非常に倒れてしまうのではないかなと。町長、何か自分たちのものだ、おれがやってやっているんだというような気持ちになっているんじゃないですか、そういうやり方をすると。そうではないと思うんですよ。やっぱり公務員の本分もきちんとわきまえてやってもらわないと、私は困ると思うんですよ。その辺のところはどうなんでしょう。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 公の施設は、あくまでも町民のものでございます。しかしながら、管理者としては、安全で安心して快適な施設でなければ利用者には申しわけないんです。そういう点もいろいろと考えながら、私も厚岸町における公の施設については十分に心得ながら設置をし、そしてまた運営をいたしておるつもりであります。

このたびの尾幌の研修センターの休止、そしてまた類似施設のふれあい館の利用については、ご承知のとおり8月25日に、厚岸町としてこういう考えでありますということで正式にお伝えをいたし、その後、ご指摘がございましたとおり、10月25日、11月16日、2回にわたって厚岸町の考え方、そしてまた利用者として、地域として、どういうことをしていただきたいのか、いろいろと私は両方の糸口を見つけるような議論がなされたものであるという認識をいたしておりましたが、しかし、本日このような議論が出たということについては、まことに申しわけなく思っております。

ご指摘がございましたとおり、早速、尾幌自治会の皆さん方に、誤解のないように、さらに協議を進めるように指示をいたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 町長の言っていることは、わかります。私もそういうふうやってほしいと思います。

それで、説明をされるという説明会2回やられたと。それから、自治会の役員の人は、これも説明という話なんですよ。ですから、説明ではなくて、やっぱり聞くことだと思うんですよ。尾幌の人たちの要望が本当に何なのか。そして、何ができるのかということを示してほしいんですよ。それで、いろいろな問題を提起はされているわけでしょう、今まで。そうしたら、それに対して予算措置もこうやって考えていますと、今までそれ示したんですか。これにこういうことをやると、こういうお金がかかります、こういうものをつくらなければならないと思いますとか、そうすると、このぐらいのお金がかかりますとか、もし、それが一遍にできなくても、ここの段階ではこれとこれとこれをやりますとか、その予算措置はいつの時点できちんと予算措置をしますと、やっぱり具体的なものを示していただかなければ納得しないと思うんですよ。

だから、今は町長がせっかくこうやっておっしゃってくれているんですから、そうであれば、そういうものをきちんと示して理解をしてもらうということに、私はいかなければならない。休館、閉館、その話だけが進んじゃっているんですよ。ですから、自治会の会報にも、休館とすると切り切った文章になっているんです。だから、受け取った人によって、えっ、それでは困ると思うんです。どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのお尋ねでありますけれども、これまでの地域の皆さん方に、少なからず誤解を与えたということに対してはおわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、ここまでに至る経緯、これらについては、担当課としましては熟慮に熟慮を重ねた結果だというふうに思っております。地元にお話をするには非常に大きな決断であったということでございますので、決して一方的に話を進めたとか、そういったことはございませんので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

それから、説明会を2回ほど開きましたけれども、これについては決して一方的なお話ではなくて、町として方向性を示す、ご理解をいただく場というふうに考えてございまして、その中ではいろいろなご意見もいただきながら進めた次第でありますので、その辺につきましてもご理解いただきたいと思います。

それから、今後まだ、今月の20日ですけれども、団体の利用者の方々とも細かい部分につきまして協議をする予定になってございますので、その辺についてもお知らせしておきたいというふうに思います。

それから、予算措置の関係ですけれども、今回のふれあい館の補修については、集約化に向けての一步かなというふうに思っております。次年度以降についても段階的に予算措置をしていただけますよう、今、3カ年実施計画に向けて担当の方と協議中でござ

いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

いろいろ今回の集約化の関係につきまして誤解を生じましたことを深くおわびを申し上げたいと思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 私、予算措置は結果的に何もないわけでしょう。今、天窓のどののというような話はありませんけれども、何か一歩だって、一歩も半歩も逆にバックしたような話じゃないですか、今の話だったら。

そうではなくて、やっぱり協議したり、いろいろなことがあって、いろいろな問題を出されているわけですよ。そうしたら、きちんと謝罪をするものは、きちんと謝罪をするだとか、手を打って行ってほしいんですよ。そういうものを、それはいつやるんだと。それは閉館まで、ちゃんと、閉館というか、両方を一つに統合して利用するような時期まではこれとこれとこれはやりますよということを示していかないと、納得してもらえないというふうに思うんですよ。

ですから、今回の経過をきちんと尾幌の人に説明する、今までのことについて誤解を生じさせないような対応を町もするということが大事だということと、今後これをやりますよと、ですから理解してくださいということになっていかないと、ただ、屋根1,000万円ちょっとかかると、それから水道管がどうのこうのというようなお話をされていますけれども、多額な費用がかかるのは、もうみんなわかっているんです。そういう中で、町が一生懸命やってくれたということも理解しているんですよ。ですから、それをきちんと、対応を町はここまで対応できますよという話をきちんとやってほしいということをおっしゃっているんですよ。

それに対しては、だから、さっき副町長が前回の議会でこうやって答弁していますよということもお話ししているんですよ。ですから、それも生きてこないといけないんですよ。そっちも一緒につぶしてしまうんでは、さっきの答弁は、結果的に訂正されたわけでしょう。副町長が答えられたそういう内容も、これからまだ3月までは十分期間ありますから、そういう中でどう対応するのか、そういうものを次回の議会に示せるような対応をしていただきたい。

あと、最後になりますけれども、さっき芝刈り機の話が出ていましたけれども、これとも何かということとは、この問題とは関係ないでしょうね。町長が言った。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 全く関係ございません。芝刈り機は、芝刈り機でございます。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま、ご質問者のご指摘がいろいろございました。それらも勘案して、それから副町長の答弁、そういったことも勘案しながら、地域の方と

お話を進めながら今後進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 7目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

8目農業水道費、ありませんか。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、ありませんか。

2目林業振興費。

4目林業施設費。

5目特用林産振興費。

14番。

●竹田委員 5目の特用林産振興費で、キノコの方でお聞きしたいんですが、キノコの生産者の方々の方から、今回のこの灯油の高騰がありまして、12月、1月、2月、3月のこれからの冬に向けて、非常に灯油の金額が上がってしまって大変に厳しい状況に入っていくということがもう先に見ていると。そういうことで、キノコの生産者たちからの声なんですけれども、一時、この灯油に対しての町としての補助とか何とかということでは厳しいかもしれないけれども、最低金利の貸し出しを何とか、何かそういう手当てを生産者側に町として提案してほしいと、そういう要望がありました。というのも、今年の台風並びに気圧の関係で、キノコを栽培するハウスが非常に被害を受けたということで、その被害を受けた改修工事に費用が非常にかかった。それが追い風になるように今度はこの灯油の高騰ということで、非常に生産者側を圧迫していると。

キノコを生産者の方には、まるっきり補助的なものがなされていないように生産者側は言っていましたけれども、町としての菌床の部分についての補助的なものはあるかというふうには思うんですけれども、今回の今年の台風被害、そして灯油の高騰について、生産者が厳しい状況にあるということは理解していただけるものというふうに思います。それに対しての町としての何か施策を考えてほしいということについて、どのような施策が考えられるのか、考えられないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問であります、きのこ菌床センターを町は直営で今やっております。これには、もちろん維持管理を含めて直営でやっておりますわけでありますけれども、今回補正で計上させていただいております燃料費の高騰による負担ということで補正をお願いしておりますわけでありますけれども、そういったことで、この町財政が非常に厳しいということでもあります。さらには、こういった当初予想を大

きく上回る経費の負担も出てきているということでございます。生産者の皆さん方の現在の状況については、非常に状況は理解をいたしますけれども、そういった関係上、町の財政も非常に厳しいということでございますので、町は直営で地域に貢献し、産業に貢献をしていると、地域にも貢献をしているということで、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 今回のこの燃料費の180万6,000円というのは、町の菌床センターの方で使う灯油費ですよ。僕が言っているのは、個人で経営されているキノコの生産者に対しての何か施策がないのかということではしているんですよ。

町としては、お金が足りないときに、こうやって補正を組めるんですけれども、生産者個人には補正を組めないんですよ。町は補正を組めるけれども、生産者は補正を組めない。借金するしかない。そういった部分で、何か一時しのぎな形でもいいんですけれども、多額な金利をかけて一時しのぎするということも厳しいということで、何か施策がないのかということなんですけれども、もう一度お聞きします。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） キノコ問題につきましては、ご承知のとおり、組合がございます。組織です。組織から、この燃料の関係において、どういうことで困っているんで、どういうことをしてもらいたんだということについては、まだ上がってきておりません。ですから、ここでどういう対策をして、どうするんだということにつきましては申し上げることができませんので。

ただ、灯油の値上げという実態については十分に理解をいたしているつもりであります。

●竹田委員 いいです。

●委員長（室崎委員） いいですか。

5目、他にございますか。

なければ、先に進みます。

3項水産業費、2目水産振興費、ありませんか。

3目漁港管理費。

5目養殖事業費、ありませんか。

6款1項商工費、3目食文化振興費。

4目観光振興費。

5目観光施設費。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費、ありませんか。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

2 目道路新設改良費。

3 目除雪対策費。

10番。

●谷口委員 今回のこの除雪費なんですが、これは出動はどれぐらい考えているんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今回の除雪の出動ということでのご質問だと思いますけれども、想定しているのは、大きな雪が5回降った場合というふうに考えてございます。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

3 目、他にございませんか。

なければ、先へ進みます。

3 項河川費、1 目河川総務費、ありませんか。

4 項都市計画費、3 目下水道費。

5 項公園費、1 目公園管理費。

2 目公園事業費。

6 項住宅費、1 目建築総務費、ありませんか。

2 目住宅管理費。

15番。

●石澤委員 修繕料とあるんですけれども、これ、内容はどんなんですか。町営住宅のところで。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅の修繕費の内容でございますけれども、主に入退去に伴う建物内、住居内の修繕が主なものとなっております。

現在、修繕の実績としましては、当初予算として222万7,000円という予算がありまして、かなりもう予算が不足して、ぎりぎりになってきておりますので、今回見込みとして、予算を1軒5万円あたり10軒相当は出るだろうということで、その分、補正計上をさせていただいたものでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 梅香の梅香公団住宅とか、そういうのは20何年たっていますよね、もう。そ

れで、その中の台所とか、そういう設備も全部町でやるんですよね。それで、これから建物を建てるというのは、すごくお金がかかるというのは、何か何回も、お金がないという話も、こうやって聞いていますので、今ある建物をずっと使っていけるように、台所の流しとか、そういう水回りとかが、その都度出てきたときに、壊れて水が台所の下側から水回りで腐っていくということもありますので、そういうのも含めた予備費的に修繕費を持っていくことはできないのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今、質問者がおっしゃった予備費に修繕費を見てもおくことはできないのかというご質問でございますが、当然私どもも、この修繕の中には、そういった、いつ何か起こるか分からない突発的なものもございますので、そうした予備的な修繕料も当然見込んだ中での総体で当初予算を計上しているものでございます。しかしながら、こういった修繕はいろいろなものが発生してまいりまして、今こういった予算が不足となりまして補正計上をさせていただいたというものでございます。

それと、梅香の団地でございます。確かに、今、梅香団地は給排水の改修工事、今年から、また来年にかけて実施をしております。その中で、台所といったようなところが腐食が見られて水が漏れてくるといった事態も、現場で発見される部分もございます。そうした場合には、できる限りの対処を今していくというような措置をとっております。しかしながら、大がかりな改修となりますと簡単にはできませんですし、その状態を見た中で、対応できるものをできるだけ対応していきたいというふうにして今措置をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●石澤委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

2目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

8款1項消防費、1目常備消防費、ありませんか。

2目災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。

3目教育振興費。

4目教員住宅費、ありませんか。

10番。

●谷口委員 教員住宅についてお尋ねしたいんですが、今後、教員住宅の建てかえ等の計画があるのかどうか。

教員住宅については、教育長が前には、民間住宅の借り上げ等も含めて考えていくようなお話をされたときもあったと思いますし、そういうことに対してもどうなっていく

のかなということと、もう一つ、今、入居をされている住宅、もう住居をするに耐えられない住宅もありますけれども、入居をされている住宅、入居をしていただかなければ困る住宅があると思うんですよ。そうすると、どうしても学校の管理上、そういう住宅に管理職の先生や、そういう先生方が入っていただかなければ困るというような住宅も当然あると思うんですよ、一般住宅以外でもね。そうすると、それも最近、教員住宅の建てかえはそれほど行われていませんから、さっき言ったような、そういう管理職の人たちが住まわれている住宅も、相当老朽化をしていきっている住宅も目立つようになってきているのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、大分前みたいに断熱材が全く入っていないという住宅はないかもしれませんが、そういう工法がとられるようになってからでも、相当年数がたっていると、やはりそういうものの効果といいますか、そういうものがだんだん薄れてきている住宅も出てきているのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことで、それらについて今後どういう計画を持っているか、ちょっとご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教員住宅に関しまして、お答えさせていただきます。

今後の建てかえ予定はどうなっているのか、それから、前に、以前に民間の住宅の借り上げも検討されていたということでございます。確かにそうでございます。

民間の住宅のまず借り上げの件につきましては、実際のところ、かなり深くまで入り込みましたけれども、最終的にネックになるのは、町が借り上げて、その空き家保証をしなければならないというところが最大のネックということで、これについてはいろいろな検討を加えましたけれども、かなり難しいということで、これ以上の何かいい方法はないかというのは、今のところ見出せないままとまっているという現状でございます。

それで、そうすると今後の住宅はどうなるのかということになりますけれども、実際のところ、質問者がおっしゃるとおり、実は平成8年、9年あたりから、教員住宅の問題を指摘されました。その後、町の理解を得る中で、かなりの戸数を建ててまいりました。そのような状況になる前に、やはり順次、計画的な建設計画が必要だろうと。ただし、決算委員会で申し上げましたとおり、ストック数については、これ以上必要だというふうには考えてございません。そうすると、先ほど質問者がおっしゃっていたように、今ある住宅をいかに建てかえていくか、それから修繕も含めて可能なものにしていくかということになるかというふうに思います。

実は、建てかえ計画につきましては、我々も計画は立てるんですけれども、何せ今の財政状況の中で、その計画がなかなか現実のものにならないということを踏まえる中で、やはり今あるストック数、空き家なんですけれども、先ほどの質問にもございましたけれども、管理戸数97戸、現在入居73戸、それで空き家を24戸抱えてございます。その空き家24戸の中で、解体予定、要するに耐えられないというような部分については9戸というふうに判断してございます。そうしますと、利用可能な空き家としてまだ15戸を抱えてございます。このまだ利用が可能だという部分の15戸を何らかの形の中で延命を図

り、入居をしていただくということで考えてございます。

それから、どうしても管理職とかは学校のそばに必要があって入居をする必要があるんだろうという中では、おおむね教頭、校長先生の住宅については、確かに悪いところもございます。特に、僻地の方はある程度カバーできてきているんですけども、逆に市街地の学校の教頭、校長住宅はかなり古くなっている部分もございます。これらについても、先ほど言いました住宅計画、建てかえ計画を進める中で考えていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 結果的には、そうすると民間借り上げは不可能になっているというふうにお伺いしているんですね。

それで、結果的に、それだけでなく、町教育委員会が補助をするだとか、そういうことも含めて、まだ対応があるんじゃないのかなというふうなことも私は考えるんですけども、結果的に、その地域に住まわれて先生方が頑張っていたかなければ困るというふうに思うんですけども、結果的に空き家問題もあって、なかなかいいめどが立たないのかなと思いますけれども、空き家というか、空き家だけにちょっと今、目が向きがちですけども、入居をされている先生方が、30年も40年も前であれば、屋根があればよかったのかもしれないけれども、やっぱり今の時代に合った生活ができるような住宅にしてやるというのも設置者の義務ではないのかなというふうに思うんですよ。そうすると、教員住宅で頑張っている先生方が非常に暖房費がかかるだとか、寒いだとか、そういうもう寝るに寝つかれないと、寒くてというような状況の住宅もあるというふうに聞いているんですよ。そういうところについては、やっぱり早急な対応をとっていただかなければ困るんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺で、特に空き家よりも、現在入居されている住宅をきちんとしていただきたい、あるいは改築をしなければならない住宅については、きちんと計画を明示するようなことも、していただきたいなというふうに思います。

それから、解体、空き家の住宅の中で、絶対入ってもらえる可能性がないと断言されている住宅が前からありますよね。この住宅は、それはこれの今の説明された中のどちらに入っているんですか。解体すべき方なんですか、どっちなんですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

まず、入居している住宅の手当てということでございますけれども、現実問題、私は先ほど空き家の方の手当てもしたいというふうには申し上げましたけれども、現実的には修繕料は、すべて入居する方、それからされている方への修繕費の手当てしかできない現状でございます。ただ、この修繕費についても何とかやりくりする中で、何とか、先ほど寒くて寝られないというような部分も、過去には私自身、聞いてございます。ただ、ある程度は建てかえ、それから修繕する中で減ってきているんだというふうには思っ

いますが、ただ、今、聞く限りでは、ないとは、全部私が確認しているわけではございませんから、あるんだろうなというふうに思います。その点も、前にも申し上げましたけれども、アンケートもとる中で細かくもう少し研究をしていきたいというふうに考えてございます。その結果、そのようなことであれば、予算の要求の方もまたお願いしていきたいというふうに考えてございます。

それと、先ほど、どうしようもないような住宅はどちらの方に入っているのかというのは、先ほど申し上げました空き家の解体予定9戸、この中に含まれてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ぜひ、きちんと調査されまして、予算の手当をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

それと、先ほどの答弁を聞くと、その解体されるというのは、例の件があった住宅のことを言ったんですけれども、それでいいんですか。そのことなのですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 梅香町の2戸長屋の件でしょうか。

●谷口委員 うん。

●教委管理課長（米内山課長） この住宅につきましては、既に教育財産から普通財産の方に戻させていただいております。それで解体予定というふうになってございます。

●谷口委員 わかりました。いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 4目、他にありますか。

なければ、先へ進みます。

6目スクールバス管理費、ありませんか。

2項小学校費、1目学校運営費、ありませんか。

64ページをお開き願います。

2目学校管理費、ありませんか。

3目教育振興費。

4目学校建設費。

3項中学校費、1目学校運営費、ありませんか。

72ページ。

- 2 目学校管理費。
- 3 目教育振興費。
- 4 項 1 目幼稚園費。
- 5 項社会教育費、 1 目社会教育総務費。
- 78ページ。
- 2 目生涯学習推進費、ありませんか。
- 3 目公民館運営費。
- 5 目博物館運営費。
- 6 目情報館運営費。
- 6 項保健体育費、 1 目保健体育総務費、ありませんか。
- 2 目社会体育費。
- 1 番。

●音喜多委員 ここで、ちょっとお尋ねしていきたいと思います。

パークゴルフをしない私がパークゴルフについて、ちょっとお尋ねしていきたいというふうに思います。

プレーをさせているというか、日中、芝の上でプレーをさせている最中に、例えば草刈りを始めるとか、あるいは芝に水をまくとか、そういうことはしていいというか、仕事でやっていいよと、プレー最中ですけども、いいよというふうに指導というか、それは認めているというふうに、そういう状況ですか。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） お答えいたします。

パークゴルフのプレー中の管理維持作業の関係でございますけれども、できれば作業日を設けて、その日に集中して散水なり、芝刈りをやれば一番ベターかというふうに思いますけれども、作業が夏場の部分になりますと、多いときには1日おき、あるいは散水は、日照りが続きますと毎日やらなければならないという状況がありますので、これは委託しております事業団の方とも相談しながら、その必要に応じて作業中であってもプレーされている方のできるだけ支障にならない範囲の中で作業をするように、実は指示をし、お願いしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●音喜多委員 それが、やっぱり根掘り葉掘りということではないんですが、たまたまこの話を聞かれたのは、釧路市のこちらへ来て楽しまれる方なんです。釧路市からは、ある程度、私の大先輩であるOBたちがここへ遊びに来たと。今年の厚岸町の芝は非常にいい芝だったというお褒めでした。しかし、ほかにもプレーをされている方がいらっしゃるんですけども、4人ですかでグループをつくって、こう順次順次やっていくんだらうと、私はそのくらいはルールのにはわかるんですが、途中でぴたっと来て、

作業中の看板を置いて、芝を刈り出す。先頭の者と、それから後ろに続く、そうするとそこを抜かなければいけない。

それからもう一つは、普通、今言われたように、突然、グループで進んでいる中で水をかける、放水する、芝に。そうすると、どっちについても、そこを先ほどの芝を刈るところにしてみても、そこを飛ばしていかなければいけない。プレーというか、そういう楽しみ方を、競争ではないけれども、ゲームとしてやっているんで条件が変わってくる。

厚岸町はおれたちが地方から行って、顔知らないから、ばかにされているのかなと言われたときには、私も正直言って腹は立ったんだけど、まさかなと思ったんですけども、厚岸町へ帰って聞きました、町内で。やっぱり、それは堂々とやるんだと言うんです。それでは、私も余りやらないというか、少ないお金でも取っていても、そういうふうにやられると、本当に普通のパークゴルフでない、やはりやる人を楽しませるために、ああいうシビアに配慮しているのに、パークゴルフだから、私はそういう横着とはいいませんけれども、そういう楽しませるといいますか、プレーを楽しませる施設管理をする者としての温かい志というか、そういう配慮が欠けているなというふうにつくづく思うんです。

役場のOBの人も言っていました。実はそうなんだと。ですから、それが事実かどうかということをご自分で確かめたいということと、それから、やはりお金、少ない金額でしようけれども、そういう同じ条件の中でプレーを楽しませるといふ、そういう目的で施設をやっているんですから、その辺のところは考えなければいけないのではないのかなと。

やっている方々は、午後3時過ぎれば、そんなにいないんだと。だから、3時からとか、あるいは早朝とか、あるいはそういう状況をつくって、もうちょっと配慮していいんでないかと言われたんですけども、その話を聞いた限りでは、やはりそうだよなとつくづく思いますけれども、その点について、今言われたように、体育振興の方で管理はしているけれども、その作業を委託していると。じゃ、委託された方は、好きなようにやっていいというふうな受けとめて、あるいは自分方の勤務時間というか、その作業日程から、そういうふうにするのかわかりませんが、あの施設をつくって、ああして楽しませるといふか、そういう目的からいくと、そういうのを少し考慮した方がいいんでないかと思われそうですが、その辺はいかがですか。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） お答えします。

プレーの作業につきましては、特に宮園公園パークゴルフにつきましては、平成16年から有料施設というふうにさせていただいておりますので、特に作業については、事業団にそういった配慮をしながら作業をするように、実は指示をしているところでございますけれども、ご指摘のとおり、そういった事態があるということでございますので、さらにそういった部分を徹底させていきたいというふうに思っております。

それと、先ほども申し上げましたけれども、ちょうど定期的に散水をしなければなら

ない時期、それから草刈りも頻繁にやらなければの時期ということなんですけれども、最低限、4つのコースがあるんですけれども、1つ以上のコースを閉鎖して作業をするんじゃないくて、1つのコースの芝刈りを終わったら、その後散水をするというようなことで、残りの3コースは常に開放できるような体制で作業を進めてほしいというふうなお願いをしておりますし、特に散水につきましては、ご承知のとおり、日中日照りのときに散水しても効果がうさぐという状況もありますので、特にこの部分については事業団にお願いしまして、早朝、8時から10時、そして、午後、大体2時から3時、4時くらいまでという時間帯で作業をするように指示をしております。

それから、芝刈り機につきましても、大体朝8時から大体10時半、11時くらいまでには、4コース順調にいけば終わるというようなことで、そういった状況の中で作業指示なり、現場対応をしてございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 いずれにしても、細かいことは私もわかりませんが、パークゴルフといえども、プレーを楽しませる、あるいはグループの中では、そういう勝負というんですか、腕というんですか、ハンデどうのこうので点数をつけながら、同じ状況の中で、条件の中で腕を競うというか、そういう楽しみ方をしているわけですから、今言われたように、4つのコースの中で1つは全部休んで、そういう同じ条件でもって楽しませてやるというやり方をされた方がいいと思います。

今言われたことは、突然、今進んでいるそこで、ぱっと置いて、芝刈りを始められる。やってみる人にしてみたら、やはり何だという思いだというか、私はそれをつくづく思いますし、もう一つ思ったことは、やっぱり委託はしたものの、その作業をしっかりと見ておくというか、ふだんです。物の言い方は失礼ですけども、抜き打ち的にちゃんとしているかどうかとか、ふだんその辺のところを対話を深めて、極力、プレーしている方がいらっしゃるときは、そこに差しさわりのないようなやり方という指導をするというか、その辺は重々、ちょっとした心得ある人であれば当然配慮するだろうと思うんですけれども、その辺のところを来年度に向けて、ぜひ今から、忘れないうちに私は言っておきますから、対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） お答えします。

今、ご指摘のあったとおり、事業団が作業をしている時間帯については、できるだけ、全部の時間帯ということにはなりませんけれども、職員が現場に出て、その状況をできるだけ把握しているように、今現在、努めているところでございます。

今後の問題につきましても、できるだけ利用者が快適にプレーできるように、それぞれ作業の仕方についても配慮しながら、コースの維持管理に努めてまいりたいというふ

うに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●音喜多委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございませんか。

なければ、先へ進みます。

3目温水プール運営費。

4目学校給食費、ありませんか。

15番。

●石澤委員 給食センターのことでお聞きします。

給食センターは、建ててから相当たつようですけれども、今いろいろな細菌のこととか、それから子供たちの安全の問題で、一生懸命きれいに磨いているんだけれども、自分たちにやれる範囲はもう決まっているんだという話を聞きました。それで、給食センターの改築の計画はあるんでしょうか。

それから、今、灯油の高騰とかで食品も相当上がっていますよね。それも給食費の中の食材とかに影響があるのかどうか、教えてください。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

まず、給食センターの改築計画でございますけれども、ご指摘のように、昭和47年の建設の建物でございます。今、食の安全、それから、申しわけなかったんですが、過去に厚岸町における食中毒の事件、このようなことを踏まえまして、現在の施設についてもかなり前から検討をしているところでございますが、確かに改築の方向で検討を今現在も行っております。ただ、一番といいますか、ほとんどこれにつきるわけですが、建設費、これの財源確保がかなり難しい状況にあります。正直言いまして、めどが立たないというような状況であります。

学校給食センターは、確かに学校の施設ということで文科省の補助もございます。ですが、この補助につきましても、実は建設費の1割に満たない補助ということになりますと、ほとんどが一般財源にかかわってくるというようなことでございます。その問題が何らかの形で解決できないかというふうに、いまだに研究を重ねているところでございますけれども、なかなか現実のものにはならない実態でございます。

ただ、その中でも、今の現の給食センターをかなりの金額を年間かけながら部分的に修理してきている状況でございますが、最終的には一番ネックになるのは、先ほど言いましたように、質問者もおっしゃったのはこのことかと思うんですが、やっぱり床のドライ方式というものができないというようなことが、一番今問題になっているところでございます。しかし、施設、それから設備、それから食器、食缶につきましても、年次

計画をもって今現在整備しているところでございますので、食の安全に向けては努力をしているところでございます。

それから、給食費の関係でございますけれども、実はいろいろな問題、物価高の中で、当然やはり値上げをしなければならない状況には実はあります。今年度につきましては、何とか値上げをしない状況の中でやってきましたけれども、実は来年度から、一部、小麦の補助を受けている部分がなくなります。その点で、実は値上げを検討せざるを得ない部分がございます。その点、それから総体的にどうなのかというのは、これからこの3カ月、3月までかけて、もう少し来年の動向を見きわめる中で、どのくらいの値上げになるのかも含めて検討せざるを得ない状況にはございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 子供たちのことですから、簡単に値上げと言ってほしくないんですけれども。

前に聞いた、真龍小学校と併設して給食センターという話が何かあったような話を聞いたんですけれども、そういうようにして、他のものと一緒に給食センターをつくり上げるという方法はないんでしょうか。何か、こう、自校方式という形でやると安くなるということはないですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 過去に、真龍小学校改築のときに実は検討させていただいたのは、PFIという民間の資金を利用して、学校、それから給食センターもあわせて建てていただくということで、可能ではないかというふうなことで一時検討させていただきましたけれども、実際のところ、総体的に支払う金額がやはり相当割高になるというところでは断念せざるを得ませんでした。

今現在、改築に伴いまして、何かの複合施設ということで改築を考えるということになりますと、もう既に大きな真龍小学校の改築が終わった後の中では、ちょっと考えられない部分でございます。ただ、本来的には、自校方式で各学校に給食の施設があれば、これは理想だというふうに私も思っています。ただ、今現状の中でそういう方向に移行するについては、逆にかなりの割高になる、改修しなければならない、それから人件費もかかってくる部分ではないかというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 国の方針なんかで、食育というふうになっていますよね。そうすると、それぞれの学校に栄養士さんとか置いて、子供たちを教えていかなければならないとかあるわけですよね。だから、そういうのも含めて、もう少し考えてほしいなと思うんですが。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 先ほど申し上げましたように、確かに食育の点で考えるならば、確かに自校方式で1校に、今は栄養教諭というふうに呼んでいますけれども、その方たちを配置して、食育もあわせてやっていただくということは理想ではあるというふうに考えますけれども、なかなか今の状況の中では難しいというところでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●石澤委員 はい。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、ございませんか。

11款1項公債費、1目元金。

2目利子。

3目公債諸費、ございませんか。

12款1項1目給与費、ございませんか。

歳出は給与費までです。

以上で歳出を終わります。

次に、第2条、5ページをお開きください。

第2条債務負担行為の補正であります。

ございませんか。

総体的にございませんか。

10番。

●谷口委員 昨日お願いした資料が今日配付されております。原油価格高騰による燃料費補正状況ということで、一般会計で1,153万2,000円補正を今回はしていると。これから審議をされる特別会計を含めると1,226万5,000円の補正が必要になってきているということですね。

それで、そのほかに今度は町民のさまざまな経営や営農や事業、いろいろなところにこれがまた波及をしていって、その額は、きっとはかり知れない額になっていくのではないのかなというふうに思うんですけれども、今、この石油製品等の値上がり等において、さまざまなところで悲鳴も上がっているし、その対策も、政府を初め、自治体でも打ち始めてきているというような状況になってきておりまして、つい先日も、釧路市の伊東市長が業者等を訪問し、対応を求めているようでありますけれども、厚岸町、あるいは町村会、それから地方自治体の連合会等の対応といたしますか、今後これらについて非常に困る状況になってきているんですけれども、町村会と、あるいは若狭町長の今後の取り組みについて、もし聞かせていただければ、お話をお願いしたいというふうにお

願います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 原油の高騰問題に伴う緊急対策等、またこれに伴う対応と、これは重要な課題として、先般からいろいろと議論をさせていただいておるわけであります。当然、北海道町村会、さらにはまた、さきには全国の町村会の大会もございました。その中においても、それに伴う対応について国に強く要請していこうということをいろいろと、るる考えております。

また、意見案第7号においても、当議会において、これからこういうふうにするということでもありますし、当然、現況に対応した要求というものも我々はしていきたい、そういうふうと考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3ページです。事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めてまいります。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ございませんか。

2項町税費、1目賦課徴収費。

3項運営協議会費、1項運営協議会費。

5項1目特別対策事業費、ありませんか。

10番。

●谷口委員 ここの手数料というのは、どういうものにかかるんですか。44万円。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

特別対策事業費の役務費で見させていただいた手数料でございますが、これは口座振替収納に伴います、それぞれ金融機関にお支払いをする手数料でございます。

ちなみに、銀行につきましては、1件当たり26円25銭という単価でございますが、農協につきましては1件当たり126円、それから郵便局につきましては1件10円という単価がありまして、それぞれ実績の件数の見込みに対して手数料をお支払いするというところで、今回補正として見させていただいたということでございます。

●谷口委員 はい、わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

それでは、次にまいります。

6款1項保健事業費、1目保健衛生普及費、ございませんか。

なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3ページです。事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、ありませんか。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ありませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、ありませんか。

2款水道費、1項1目水道事業費、ありませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、ありませんか。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ありませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、ありませんか。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金、ありませんか。

なければ、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

5ページの歳入から進めてまいります。

5款1項1目一般会計繰入金、ありませんか。

6款諸収入、2項1目雑入、ありませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、ありませんか。

2 目管渠管理費。

3 目処理場管理費。

4 目普及促進費、ありませんか。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費、ありませんか。

3 款1 項公債費、2 目利子、ありませんか。

以上で歳出を終わります。

次に、第2 条債務負担の補正、3 ページです。

これについては、ございませんか。

債務負担の補正については、ございませんね。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号です。

議案第78号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1 条歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めます。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、ありませんか。

9 款諸収入、2 項3 目雑入、ありませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ありませんか。

3 款1 目介護認定審査会費。

2 目認定調査等費、ありませんか。

6 項1 目地域密着型サービス運営委員会費、ありませんか。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、ありませんか。

2 目任意事業費、ありませんか。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費、ございませんか。

以上で歳出を終わります。
総体的にございせんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページです。

4ページの歳入から進めます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、ありませんか。

2項予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入。

3項1目自己負担金収入、ありませんか。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

9款諸収入、1項1目雑入、ありませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費、ありませんか。

3目訪問入浴介護サービス事業費。

4目短期入所生活介護サービス事業費。

10番。

- 谷口委員 特別養護老人ホームの短期入所生活介護サービス事業費の中でお伺いしたいんですが、現在、このショートステイ、あるいはミドルステイも一部も含むんでしょうか、その利用状況について説明をお願いいたします。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） ショートステイの利用状況なんですけど、町としては10名なんですけど、全体を通して、大体9割以上の利用者が今のところ使われております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ショートステイは何日間でしたっけ。決められていますよね。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 介護度によって利用日数は違うんですが、大体、公的に決められているのは、例えば介護度5ですと30日だとか、4ですと28日ですか、そういうふうに定めされております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それで、今現在、大体9割ぐらいの利用状況であるというお話でありましたけれども、時期だとか、お年寄りの方々の状況等、家族の皆さんの介護の対応の状況のことは、非常に込み合ったりする時期が出てくると思います。そのあたりの調整というか、それはどのように行っているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） ショートステイ利用で10名を超えた場合につきましては、施設入所に入っている方は50名なんですけど、そういう方で入院されている人がいれば、例えば2人入院していれば、ショートステイで12名利用していただくというようなやりくりをしながら行っております。

そして、やっぱり今お話がありましたとおり、時期的によっては相当ふえるときがあるんですが、そのあたりも、それぞれの利用者の家族状況とか、そういうものを見ながら日にちをずらしてもらったりとかしながら、1カ月を通してやりくりはしています。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございませんか。

それでは、先へ進みます。

7 目包括的支援事業費、ありませんか。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、ありませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量の補正、ございませんか。

第3条収益的収入及び支出の補正、9 ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、ありませんか。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金。

2 目他会計補助金。

4 目雑収益、ございませんか。

収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、ありませんか。

2 目配水及び給水費。

4 目総係費、ありませんか。

5 目減価償却費、ありませんか。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、ありませんか。

3 目消費税及び地方消費税、ありませんか。

次に、1 ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正であります。

11ページをお開き願います。

資本的収入からまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、ありませんか。

6 項補償金、1 目補償金、ありませんか。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費、ありませんか。

次に、2 ページにお戻り願います。

5 条企業債の補正、ありませんか。

6 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、ありませんか。

7 条他会計からの補助金、ありませんか。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量、ございませんか。

次に、第3条収益的収入及び支出。

12ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益、ありませんか。

2 目外来収益。

3 目その他医業収益。

2 項医業外収益、1 目他会計補助金、ありませんか。

収益的収入を終わります。

収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。

10番。

●谷口委員 説明の中で、3名の退職というような説明があったんですが、もう一度ちょっと教えてください。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 中の部分ででこしゃくというんですか、いろいろな異動はあるんですけども、大きいのは、看護師2名と臨床検査技師長が退職しております。その3名の減が大きな要因となっております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今、非常にみんな目が行くのは、医師をどう確保するかというところに非常に目が行きがちなんですけれども、やはりその体制の方、それを支える側もきちんとしていかなければならないと思います。それと、看護師体制なんかも、それがきちんと確保をされていないと、また問題が生じてくるというような状況になっておりますけれども、現在この町立病院における看護師、これは今の状況の中ではこれでいいのか、不足しているとすれば、何名が不足されているのか。それと、この臨床検査技師ですよね。こちらについては確保されたのか、される見込みはあるのか、それらについても説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今、看護師体制については38名おりますけれども、実際に産休に入っている方が2名、長期病欠が2名おまして、基本的には基準看護的には間に合っておりますけれども、そういうアクシデントがございます。

基本的には、今、私どもは前の議会でもお話ししたかと思うんですけれども、看護師体制は、今の医療を守るためには42人までふやしていこうというふうに、内部で決まっております。ですから、その募集について、先般、札幌市のハローワークを通じて、合同の人材の説明会もあって、そこにも行ってまいりました。それと、その中でも行ったわけがございますけれども、残念ながら、どういう状況かといいますと、旭川大学の附属病院まで募集をしている状況です。あそこは看護学校があるわけございまして、そういうところにやはり集まりますけれども、地方にはなかなかそういうふうになっていないというのが実態であります。これは診療報酬の改定で7対1看護基準というのが変わりまして、どこでもやってもいいということになったものですから、そういうことになっているのかなと、いわゆる抱えていくのかなというふうに思っておりますけれども、そういう意味で不足を生じている。

ただ、いずれにしても、医療の中味を理解していただいて来ていただくということを説明をしていると、いろいろなところに募集をかけているところであります。

臨床工学技師につきましては、実は退職された方につきましては臨時職員で働いていただいておりますので、その部分については一応足りていると。その方が今後うちの病院で臨時で働いていただかないとすれば不足をしていくことになります。

もう一つはリハビリです。リハビリについては、今1名しかおりません。ですから、今の整形外科等、または逆に言いますと、病棟の中の療養病床をきちんと管理していくという意味からすると、最低2名、もしくは地域に出ていくとするのであれば3名体制が必要であります。ですから、ここについて、看護師と特にリハビリの職員についての募集をインターネットを初め、いろいろな部署に出しまして、いろいろな広告を出しまして進めております。今のところ、いい感触を受けている部分もありますので、これが来年度の医療体制にうまく結びついていただければなと思っております。

いずれにいたしましても、医療技術の確保、医師も不足をしておりますけれども、この2つは非常に大切なところでございますので進めてまいります。頑張ってみようと思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 大変苦勞されて、頑張っておられると思います。それから、意欲的に病院の方でも取り組まれている地域との連携だとか、そういうものも含めてやられているわけですが、残念ながら、看護師等について、そういう大病院の募集が非常に大かがりに行われているというのが現状だと思うんですよね。以前には、東大病院でも、もう600人だか募集をするというようなことになってくると、地域はなかなか確保するのが難しくなるというような状況になっているのではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、今、毎年のように、町内の学校を卒業されて高等看護学校や大学の看護科に進学をされている人たちが、それなりの数いると思うんですけれども、その人たちの一部でも帰ってきて厚岸町で頑張っていたいただければ、こういう問題はすぐ解決するのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう状況になっていかないというようなことがあるんですけれども、前に厚岸町では奨学金制度、看護師の養成のための奨学金制度を持ってやっていた時期があったんですけれども、一時変わって、看護師さんは幾らでも募集をかければ集まってきますよというような時代もあって、その制度が廃止されてしまっているんですけれども、こういう状況を考えると、やはり今またそれも考える時期でもあるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それと、やはり最新の技術を持った看護師もそれなりに確保をしておくということも考えれば、そういうことを手を打つということも大事ではないのかなというふうに考えますけれども、その辺の考え方はどうなのか、お伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） おっしゃいますとおり、平成18年4月以前では、何人か募集が、いなくなれば募集があり、充足されていたという実態があります。残念ながら、昨年の診療報酬の改定が4月にあったんですけれども、それから募集に応じてくる人もいなくなったような状況になって、それは先ほど言った理由がそうなのかなと思います。

それと、もう一つは、やはり今年ですか、給料改定をさせていただきました。それで今回も募集関係をやっているわけですが、残念ながら、その初任給というんですか、そこが厚岸町の状況からいいますと給与カットもなっておりますので、一番の原因は本給というんですか、そこに目がいつているのが実態であります。ですから、そこが今回いろいろなところに当たってお話を、看護師の卵、もしくは看護師のお話を聞くと、単価的に、給与的に負けていると。郡部にあっても、都会よりも負けているということが、これが1つの大きな原因なのかなと。あとは、この魅力というんですか、医療の魅力で引っ張ってくるしかないのかなというのが実態であります。

ですから、そこら辺がこれは公的病院でございますので、勝手にお給料を決めるわけではございません。ですから、そんな意味では、その辺のことをまずは研修生というんですか、研修学生というんですか、今盛んに我々は受け入れています。中学校の果てから、高校の果てから、専門学校の果てから、まず、そういうことをきちんとやって、こ

の病院の魅力というのをPRしてこなければ、これは結びついていかないのかなということで、まず、それを始めております。

ただ、言われるとおり、当時の病院としては、ある程度看護師も充足しておりましたけれども、奨学金制度ということも考える必要があるかと思っておりますけれども、ただ、これは今言われている、そこに出すから何年間いなさいということで今の方々が集まってくるかどうかということは、ちょっと疑問がありますけれども、我々としては、いろいろなことを考えながら物事を進めていかなければならないときが来ているのかなというふうに思っています。

1つの選択肢とは考えますけれども、一回やめたことをございますので、我々としては、まずはそれ以外の部分でまずいろいろな方策を立て、そして看護師を集めてまいりたいというふうに思っております。ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

なければ、先に進みます。

2目材料費、ありませんか。

3目経費。

5目資産減耗費、ありませんか。

2ページにお戻りください。

第4条資本的支入及び支出に入ります。

15ページをお開き願います。

資本的収入。

1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金、ありませんか。

資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費、ありませんか。

3ページにお戻り願います。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ありませんか。

第6条他会計からの補助金、ございませんか。

次に、4ページ、第7条重要な資産の取得及び処分、ございませんか。

総体的にございませんか。

6番。

●佐齋委員 ちょっと、ここで薬のことで聞きたいんですけども、食品であれば賞味期限とございますね。薬の場合は、これは使用期限というんですか。それは病院としてはどのような管理をされて、入れかえなんかはどのようにされているんですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 薬については、100個単位というか、カートン単位というので購入するわけがございますけれども、基本的には、買ったものについての使用期限が切れましたら処分でございます。投げるということです。

ですけれども、基本的に、今またの過去において、あったことは、それを使い切れな
いで終わってしまうものがあったんですけれども、昨年度から医薬材料費の見直しをか
けております。要するに、使い切れということなんです。完全に使ってください、でな
ければ投げることになりますので、それは、そういうことなく医薬材料費の経費節減を
図っていく。図りました。図ってきておりますんで、投げることもないように、過去に
おいては投げてきましたけれども、投げることもないように進めています。

●委員長（室崎委員） 6 番。

●佐齋委員 例えば救急車なんかに積むのがありますよね。そういうものも、やっぱりそ
ういうふうに管理されて、きちんとされているわけですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 救急車の関係については、私どもで管理しておりません
けれども……

●佐齋委員 病院の方の救急車。

●病院事務長（斉藤事務長） 病院の中の救急車については、もともと積んでおりません。
積みません。要するに、積みませんということは変なんですけれども、運び込みで使い
ますんで、予備車でございますんで、ふだんはあそこに薬品積んで、持ち込みになっ
ています、基本的に持ち込み。持っていくということです。患者が乗るときですね。です
から、持ち込みの形になると。

それと、消防の救急車については消防の中で管理しております。

●委員長（室崎委員） 6 番。

●佐齋委員 そうしますと、こういう事例があったんですけれども、町民が釧路市の病院
に行かなければいけない。奥様と一緒に車に乗って、釧路市に向かった。望洋台でもっ
てぐあい悪くて、車でお父さん、だめだよと、望洋台で車の中に入れたと。それで、奥
さんの方で救急車に電話をかけた。消防の救急車が来てくれた。それで、救急車に乗っ
て町立病院に行った。町立病院に入院して、救急だから、釧路市の病院に行かなければ
だめだよと、先生と看護婦さんが乗って、その救急車、病院のだと思う、乗っていった。
ところが、ぜんそくの気があるもんですから、点滴をしなければだめだよと。そうしたら、
先生が点滴を出してくれた。出したら、看護婦さんが、先生、これ点滴だめですよ、使
用期限が切れていますよと。もう一つ出してきた。それも切れていますよと言われたと。
だから、そのときに意識があったから、いや、おれはいいから、それは先生は、いや、
いや、これは切れても、これは大丈夫だよとは言われたけれども、意識があったから、
いや、おれしなくてもいいからと、釧路市まで行ったんだと。

だけれども、どうしても腹の虫がおさまらない。もし、意識がなければさせていただこうと。だから、そういうことが10月5日の日です。朝7時半ころです。それが事務長の方に届いて、話が行っているんですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私はちょっと認識しておりません。いずれにしても、事実関係を調べさせていただいて、基本というのがございますんで、使用期限の切れたものを積むということはありませんし、基本的には持っているものがありますね。要するに点滴に必要なものとしては、そこに一切持ち込みます、救急車に。それが切れていたのか、内部の管理が悪かったのか、その辺ちょっとわかりませんが、事実関係を確認させていただいて、今のようなことのないようにやっぱりしていなければならないことだというふうに。

ドクターがついていったとしても、あり得ることではないと思いますんで、事実関係を確認させていただいて、そのことのないように努力をさせて、基本的なことをさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐齋委員 もし、こういうことがやっぱり上の方に届いていないということが自体が、大変の危機管理が悪いと思うんですね。

それと、その後、例えば病院からとか何かから、町から、そういうお知らせがありましたかと言ったら、一切なかったと。その患者さんには。それを聞いて、何もなかったという話を聞きました。これは今日、聞きましたよ、私。

だから、それが結局、下でうやむやにして、上にも上がっていない。下の方で 人の命をあずかる病院がそういうことで、これは大変なことだと思うんですよ。その辺は、きっちり後でそれを釈明していただいて、やっぱり、個人的名前と言われれば、後で私教えますから、聞いてその辺を対応していただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今そのお話をお聞きしましたんで、基本的にどこの救急車がどんなふうになったかということも、私ちょっと押さえておりませんので、あつてはならないことは、もし、あつたとしたら、それはきちんとリスク管理の問題としてありますので、リスク管理の中で議論をし、そういうことのないようにきちんとしなければいけないというふうに思っています。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●佐齋委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他に、総体ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時10分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長